

協定項目に係る協議事項調整内容

平成15年12月9日

第5回大野郡5町2村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第8号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】（総括表）

大項目	地方税の取扱い	中項目	町村民税（個人、法人）・固定資産税・軽自動車税・たばこ税・特別土地保有税・入湯税・都市計画税・雑産税・納税関係事業
調整の具体的内容のまとめ	<p>大野郡5町2村で差異のある税については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>個人町村民税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。法人町村民税の税率については、地方税法314条の6により100分の12.3とする。三重町の課税標準の特例については、新市において不均一課税として設ける。固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。新市の土地評価の方法については、路線価式評価法及びその他宅地評価法とする。軽自動車税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。ナンバープレートの再交付弁償金については、三重町の例による。臨時運行許可事務及び手数料については、三重町、大野町、千歳村、犬飼町の例による。</p> <p>特別土地保有税の免税点については、5,000㎡とする。入湯税については、新市においても設ける。都市計画税については、新市においても設ける。納期前納付に対する報奨金の交付率は、100分の0.5とする。納期前納付に対する報奨金の対象となる納期については、三重町、大野町の例による。納期前納付に対する報奨金の交付限度額は、三重町の例による。納税組合制度・納税組合助成金については合併時に廃止する。納税通知の方法（個人町村民税・固定資産税・軽自動車税）については、新市において自治会長（仮称）の公務として行う。納税方法については、口座振替制度を採用する。</p>		

調査町村名	大野郡5町2村の現況						調整の具体的内容	
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
1	町村民税（個人） （1）納期 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日	町村民税（個人） （1）納期 左記に同じ	町村民税（個人） （1）納期 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 12月1日～同月25日	町村民税（個人） （1）納期 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 12月1日～同月28日	町村民税（個人） （1）納期 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日	町村民税（個人） （1）納期 左記に同じ	町村民税（個人） （1）納期 左記に同じ	【幹事会案】（平成15年5月15日調整） 個人町村民税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。 地方税法320条 6、8、10、翌年1月 準則 翌年1/1～1/31 3項
2	町村民税（法人） （1）法人税割税率 12.30%	町村民税（法人） （1）法人税割税率 12.30%	町村民税（法人） （1）法人税割税率 12.80%	町村民税（法人） （1）法人税割税率 12.30%	町村民税（法人） （1）法人税割税率 12.30%	町村民税（法人） （1）法人税割税率 12.30%	町村民税（法人） （1）法人税割税率 12.30%	【幹事会案】（平成15年5月15日調整） 法人町村民税の税率については、地方税法314条の6により100分の12.3とする。 4項
3	固定資産税 （1）課税標準の特例（不均一課税） 該当条あり（適用なし） 国際観光ホテル整備法第32条に基づき不均一課税の特例 100分の1.0 条例適用から5年間 （2）納期 第1期 4月1日～同月30日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 12月1日～同月25日 第4期 2月1日～同月末日 （3）土地・家屋評価の方法 路線価採用の有無 有 家屋については、固定資産（家屋）評価基準による。	固定資産税 （1）課税標準の特例（不均一課税） 該当なし （2）納期 左記に同じ （3）土地・家屋評価の方法 路線価採用の有無 無 その他宅地評価法 家屋については、固定資産（家屋）評価基準による。	固定資産税 （1）課税標準の特例（不均一課税） 該当なし （2）納期 第1期 4月1日～同月30日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 9月1日～同月30日 第4期 1月1日～同月末日 第1期のみ納期特例条あり （3）土地・家屋評価の方法 路線価採用の有無 有 路線価採用は一部地域。その他は、状況類似区分による。 家屋については、固定資産（家屋）評価基準による。	固定資産税 （1）課税標準の特例（不均一課税） 該当なし （2）納期 第1期 4月1日～同月30日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 12月1日～同月28日 第4期 1月1日～同月末日 （3）土地・家屋評価の方法 路線価採用の有無 無 その他宅地評価法 家屋については、固定資産（家屋）評価基準による。	固定資産税 （1）課税標準の特例（不均一課税） 該当なし （2）納期 第1期 4月1日～同月30日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 12月1日～同月31日 第4期 2月1日～同月末日 （3）土地・家屋評価の方法 路線価採用の有無 無 その他宅地評価法 家屋については、固定資産（家屋）評価基準による。	固定資産税 （1）課税標準の特例（不均一課税） 該当なし （2）納期 第1期 4月1日～同月30日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 12月1日～同月31日 第4期 2月1日～同月末日 （3）土地・家屋評価の方法 路線価採用の有無 無 その他宅地評価法 家屋については、固定資産（家屋）評価基準による。	固定資産税 （1）課税標準の特例（不均一課税） 該当なし （2）納期 左記に同じ （3）土地・家屋評価の方法 路線価採用の有無 無 その他宅地評価法 家屋については、固定資産（家屋）評価基準による。	【幹事会案】（平成15年5月15日調整） 三重町の課税標準の特例については、新市において不均一課税として設ける。 【幹事会案】（平成15年5月15日調整） 固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。 地方税法362条 4月、7月、12月及び翌年の2月中 準則 3期 12/1～12.25 4期 2/1～同月末日 【幹事会案】（平成15年5月15日調整） 新市の土地評価の方法については、路線価式評価法及びその他宅地評価法とする。家屋の評価方法については、現行のとおりとする。 5項
4	軽自動車税 （1）納期 4月11日～4月30日 （2）ナンバープレートの再交付弁償金 200円 （3）臨時運行許可事務の有無 有 手数料 750円	軽自動車税 （1）納期 左記に同じ （2）ナンバープレートの再交付弁償金 100円 （3）臨時運行許可事務の有無 無	軽自動車税 （1）納期 5月1日～5月31日 （2）ナンバープレートの再交付弁償金 なし （3）臨時運行許可事務の有無 無	軽自動車税 （1）納期 4月11日～4月30日 （2）ナンバープレートの再交付弁償金 なし （3）臨時運行許可事務の有無 無	軽自動車税 （1）納期 左記に同じ （2）ナンバープレートの再交付弁償金 なし （3）臨時運行許可事務の有無 有 手数料 750円	軽自動車税 （1）納期 左記に同じ （2）ナンバープレートの再交付弁償金 なし （3）臨時運行許可事務の有無 有 手数料 750円	軽自動車税 （1）納期 左記に同じ （2）ナンバープレートの再交付弁償金 300円 （3）臨時運行許可事務の有無 有 手数料 750円	【幹事会案】（平成15年5月15日調整） 軽自動車税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。 地方税法445条 4月中、準則4/11～4/30 7項 【幹事会案】（平成15年5月15日調整） ナンバープレートの再交付弁償金については、三重町の例による。 7項 【幹事会案】（平成15年5月15日調整） 臨時運行許可事務及び手数料については、三重町、大野町、千歳村、犬飼町の例による。 7項
5	特別土地保有税 （1）免税点 5,000㎡未満	特別土地保有税 （1）免税点 10,000㎡未満	特別土地保有税 （1）免税点 10,000㎡未満	特別土地保有税 （1）免税点 10,000㎡未満	特別土地保有税 （1）免税点 10,000㎡未満	特別土地保有税 （1）免税点 10,000㎡未満	特別土地保有税 （1）免税点 10,000㎡未満	【幹事会案】（平成15年5月15日調整） 特別土地保有税の免税点については、5,000㎡とする。 9項
6	入湯税 （1）納税義務者 該当なし （2）税率 該当なし	入湯税 （1）納税義務者 該当なし （2）税率 該当なし	入湯税 （1）納税義務者 鉱泉浴場における入湯客 （2）税率 入湯客1人1日につき150円	入湯税 （1）納税義務者 該当なし （2）税率 該当なし	入湯税 （1）納税義務者 該当なし （2）税率 該当なし	入湯税 （1）納税義務者 該当なし （2）税率 該当なし	入湯税 （1）納税義務者 該当なし （2）税率 該当なし	【幹事会案】（平成15年5月15日調整） 入湯税については、新市においても設ける。 9項
7	都市計画税 （1）納税義務者 都市計画区域のうち、原則として用途区域内に所在する土地・家屋の所有者 （2）税率 100分の0.1 （3）課税標準 原則として当該土地及び家屋の価格。土地については、特例措置と負担調整がある。	都市計画税 （1）納税義務者 該当なし （2）税率 該当なし （3）課税標準 該当なし	都市計画税 （1）納税義務者 該当なし （2）税率 該当なし （3）課税標準 該当なし	都市計画税 （1）納税義務者 該当なし （2）税率 該当なし （3）課税標準 該当なし	都市計画税 （1）納税義務者 該当なし （2）税率 該当なし （3）課税標準 該当なし	都市計画税 （1）納税義務者 該当なし （2）税率 該当なし （3）課税標準 該当なし	都市計画税 （1）納税義務者 該当なし （2）税率 該当なし （3）課税標準 該当なし	【幹事会案】（平成15年5月15日調整） 都市計画税については、新市においても設ける。 9項

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第8号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】（総括表）

大項目	地方税の取扱い	中項目	町村民税（個人、法人）・ 固定資産税・ 軽自動車税・ たばこ税・ 特別土地保有税・ 入湯税・ 都市計画税・ 雑産税・ 納税関係事業
調整の具体的内容のまとめ			

調査町村名	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況						調整の具体的内容	
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
8	<p>納税関係事業</p> <p>(1) 納期前納付に対する報奨金報奨金 第1期の納期に全期前納した場合、納期未到来の各納期毎（2期～4期）に、納期前納付した期別税額（25万円を上限とする）の100分の0.5に納期限未到来月数を掛けた額の合算額を前納報奨金として交付する。</p> <p>納期時期 第1期</p> <p>交付限度額 制限なし ただし、運用上の実質最高額は、 町県民税 12,500円 固定資産税 22,500円</p>	<p>納税関係事業</p> <p>(1) 納期前納付に対する報奨金報奨金 納期月において、その納期以降の納期分を納付する場合は、その納付額の0.5/100に納期前にかかる月数を乗じた額を交付する。ただし、その額が100円未満である場合及び当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。</p> <p>(H15年度から条例改正し、第1期のみ対象とし、1/100を0.5/100とする)</p> <p>納期時期 各納期（第1期、2期、3期）</p> <p>交付限度額 制限なし</p>	<p>納税関係事業</p> <p>(1) 納期前納付に対する報奨金報奨金 納期月において、その納期以降の納期分を納付する場合は、その納付額の1/100に納期前にかかる月数を乗じた額を交付する。ただし、当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。</p> <p>(H15年度から条例改正し、第1期のみ対象とし、1/100を0.5/100とする)</p> <p>納期時期 条例改正により1期のみ (全期前納した場合)</p> <p>交付限度額 制限なし</p>	<p>納税関係事業</p> <p>(1) 納期前納付に対する報奨金報奨金 納期月において、その納期以降の納期分を納付する場合は、その納付額の0.5/100に納期前にかかる月数を乗じた額を交付する。ただし、その額が1円未満である場合または各納期の税額が2,000円未満である場合及び当該納税者に未納の徴収金がある場合においては、これを交付しない。</p> <p>納期時期 各納期（第1期、2期、3期）</p> <p>交付限度額 制限なし</p>	<p>納税関係事業</p> <p>(1) 納期前納付に対する報奨金報奨金 納期月において、その納期以降の納期分を納付する場合は、その納付額の0.7/100に納期前にかかる月数を乗じた額を交付する。ただし、その額が10円未満である場合及び当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。</p> <p>納期時期 第1期（全期前納した場合）</p> <p>交付限度額 制限なし ただし、運用上の実質最高額は、 町県民税 17,500円 固定資産税 31,500円</p>	<p>納税関係事業</p> <p>(1) 納期前納付に対する報奨金報奨金 納期月において、その納期以降の納期分を納付する場合は、その納付額の0.5/100に納期前にかかる月数を乗じた額を交付する。ただし、その額が10円未満である場合及び当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。</p> <p>納期時期 各納期（第1期、2期、3期）</p> <p>交付限度額 制限なし</p>	<p>納税関係事業</p> <p>(1) 納期前納付に対する報奨金報奨金 納期月において、その納期以降の納期分を納付する場合は、その納付額の1.0/100に納期前にかかる月数を乗じた額を交付する。ただし、その額が10円未満である場合及び当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。</p> <p>納期時期 各納期（第1期、2期、3期）</p> <p>交付限度額 制限なし</p>	<p>【幹事会案】（平成15年5月15日調整） 納期前納付に対する報奨金の交付率は、100分の0.5とする。 10項</p> <p>【幹事会案】（平成15年5月15日調整） 納期前納付に対する報奨金の対象となる納期については、三重町、大野町の例による。 10項</p> <p>【幹事会案】（平成15年5月15日調整） 納期前納付に対する報奨金の交付限度額は、三重町の例による。 10項</p>
	<p>(2) 納税組合制度・納税組合助成金 いずれも15年度より廃止</p>	<p>(2) 納税組合制度・納税組合助成金 組合制度 有 助成金 村税普通税 完納の場合 2/100 完納以外 なし</p>	<p>(2) 納税組合制度・納税組合助成金 組合制度 有 助成金 住民税、固定、国民健康保険税 完納の場合 5/1000 (口座振替も対象としている)</p>	<p>(2) 納税組合制度・納税組合助成金 組合制度 有 助成金 均等割 税目毎納期毎に200円 件数割 納付書1件当たり10円 加算割 自治会の構成戸数の全戸加入で全ての納期前納付の場合は1万円加算 納期前納付率が90%以上でない場合と助成金交付なし。100%未満は助成金1/2</p>	<p>(2) 納税組合制度・納税組合助成金 組合制度 有 助成金 自治会長が、納付書を配布及び窓口で納税した場合、手数料として、1枚につき10円を交付する。</p>	<p>(2) 納税組合制度・納税組合助成金 組合制度 有 助成金 地区単位 100%納付した場合、納付税額の100分の2を交付 隣保班単位 地区に未納者がいた場合、完納の隣保班のみ100分の1を交付する。 年度未処理 年度末において組合員全員が100%納付していれば当初不交付並びに1%の隣保班にそれぞれ1%を加算交付</p>	<p>(2) 納税組合制度・納税組合助成金 組合制度 有 助成金 納税組合長手当 ・完納組合 - 均等割7,000円 + 組合世帯割 (世帯数 × 150円) ・未完納組合は上記の半額 納税組合育成補助金 - 均等割 + 納税割 加入割 (加入世帯数 / 各区世帯数) 100%加入 30,000円 90%超100%未満 20,000円 80%超90%未満 10,000円 70%超80%未満 5,000円 70%未満 対象外 納税割 (納付額 / 調定) 100%加入 納付額 * 1.1 90%超100%未満 納付額 * 0.8 80%超90%未満 納付額 * 0.5 70%超80%未満 納付額 * 0.2 70%未満 対象外</p>	<p>【幹事会案】（平成15年5月15日調整） 納税組合制度・納税組合助成金については、合併時に廃止する。 10項</p>
	<p>(3) 納税通知及び納税方法 駐在員(区長=自治会長)が配付町駐在員設置条例に公務として規定 (1期に一括送付) 口座振替の者、及び希望者には直接郵送</p> <p>納税は口座振替</p> <p>納税場所 大銀、豊和、県信、労金、農協、役場会計課(大銀派出所)、郵便局(町外在住者及び希望者には郵便振替用紙送付)</p>	<p>(3) 納税通知及び納税方法 普通徴収(納税組合長経由で個人に1期から4期までの納税通知書を送付) (1期に一括送付) 管外の納税者については、郵便振替用紙を同封し直送</p> <p>納税は納税組合経由一部口座振替あり</p>	<p>(3) 納税通知及び納税方法 普通徴収 納税組合を通じて各期ごとに納税通知書を送付 (納組以外の人へは郵送)</p> <p>納税は口座振替</p>	<p>(3) 納税通知及び納税方法 普通徴収(納税組合及び連絡班長を通じて配布) (1期に一括送付) 特別徴収(5月中旬まで郵送)</p> <p>納税は口座振替</p>	<p>(3) 納税通知及び納税方法 普通徴収 (納税通知書は、自治会を通じて配布。一部郵送有 納付書は、口座振替以外の人のみ自治会を通じて配布。一部郵送有) (各期ごとに送付)</p> <p>納税は口座振替</p>	<p>(3) 納税通知及び納税方法 納税組合長及び個人に1期の時に納税通知書を送付 (1期に一括送付)</p> <p>納税は納税組合経由一部口座振替あり</p>	<p>【幹事会案】（平成15年5月15日調整） 納税通知の方法(個人町村民税・固定資産税・軽自動車税)については、新市において自治会長(仮称)の公務として行う。 納税方法については、口座振替制度を採用する。 10項</p>	

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第8号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	地方税の取扱い	中項目	住民税（個人町村民税）
協議の結果			

調査 町村名	大野郡5町2村の現況						調整の具体的内容	
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村		犬飼町
町 村 別 内 容	納税義務者 1.町内に住所を有する個人(均等割額及び所得割額の合算額) 2.町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者(均等割額のみ) 地方税法294条	納税義務者 左記に同じ	納税義務者 左記に同じ	納税義務者 左記に同じ	納税義務者 左記に同じ (2については、現行なし)	納税義務者 左記に同じ	納税義務者 左記に同じ	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 7町村とも差異がないため現行のとおりとする。 (地方税法第294条)
	個人の町村民税の非課税範囲 均等割 非課税基準 28万円	個人の町村民税の非課税範囲 左記に同じ	個人の町村民税の非課税範囲 左記に同じ	個人の町村民税の非課税範囲 左記に同じ	個人の町村民税の非課税範囲 左記に同じ	個人の町村民税の非課税範囲 左記に同じ	個人の町村民税の非課税範囲 左記に同じ	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 7町村とも差異がないため現行のとおりとする。 (地方税法第295条第3項)
	個人均等割の税率の軽減の内容 ・均等割を納付する義務がある控除対象配偶者又は扶養親族 300円 ・前号に掲げる控除対象配偶者又は扶養親族を2人以上有する者 当該控除対象配偶者又は扶養親族1人につき300円	個人均等割の税率の軽減の内容 左記に同じ	個人均等割の税率の軽減の内容 左記に同じ	個人均等割の税率の軽減の内容 左記に同じ	個人均等割の税率の軽減の内容 左記に同じ	個人均等割の税率の軽減の内容 左記に同じ	個人均等割の税率の軽減の内容 左記に同じ	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 7町村とも差異がないため現行のとおりとする。 (地方税法第311条)
	均等割税率 年額 2,000円(5万人未満) 地方税法310条	均等割税率 左記に同じ	均等割税率 左記に同じ	均等割税率 左記に同じ	均等割税率 左記に同じ	均等割税率 左記に同じ	均等割税率 左記に同じ	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 7町村とも差異がないため現行のとおりとする。 (地方税法第310条)
	所得割率 200万円以下 3% 700万円以下 8% 700万円超 12% 地方税法314条の3	所得割率 左記に同じ	所得割率 左記に同じ	所得割率 左記に同じ	所得割率 左記に同じ	所得割率 左記に同じ	所得割率 左記に同じ	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 7町村とも差異がないため現行のとおりとする。 (地方税法第314条の3)
	納期 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日	納期 左記に同じ	納期 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 12月1日～同月25日	納期 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 12月1日～同月28日	納期 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日	納期 左記に同じ	納期 左記に同じ	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 第4期の納期に差異があるため、地方税法第320条及び市町村税条例準則に定める納期による。 (三重町、清川村、大野町、千歳村、犬飼町の例による) 地方税法320条 6、8、10、翌年1月 準則 翌年1/1～1/31
	納税通知及び納税方法 駐在員(区長=自治会長)が配付町駐在員設置条例に公務として規定(1期に一括送付) 口座振替の者、及び希望者には直接郵送 納入は口座振替 納入場所 大銀、豊和、県信、労金、農協、役場会計課(大銀派出所)、郵便局(町外在住者及び希望者には郵便振替用紙送付)	納税通知及び納税方法 普通徴収(納税組合長経由で個人に1期から4期までの納税通知書を送付)(1期に一括送付) 管外の納税者については、郵便振替用紙を同封し直送 納入は納税組合経由一部口座振替あり	納税通知及び納税方法 普通徴収 納税組合を通じて各期ごとに納税通知書を送付(納組以外の人へは郵送) 納入は口座振替	納税通知及び納税方法 普通徴収(納税組合及び連絡班長を通じて配布)(1期に一括送付) 特別徴収(5月中旬まで郵送) 納入は口座振替	納税通知及び納税方法 普通徴収 (納税通知書は、自治会を通じて配布。一部郵送有 納付書は、口座振替以外の人のみ自治会を通じて配布。一部郵送有) (各期ごとに送付) 納入は口座振替	納税通知及び納税方法 納税組合長及び個人に1期の時に納税通知書を送付 (1期に一括送付) 納入は納税組合経由一部口座振替あり	納税通知及び納税方法 普通徴収 納税組合長に毎期ごとに納付書を送付、口座振替者については毎期ごとに納入通知書を組合長に配布依頼(個人ごとに封筒に入れる) 町外の納税者については、郵便振替用紙同封 納入は口座振替	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 納税通知の方法については、新市において自治会長(仮称)の公務として行う。 納入方法については、口座振替制度を採用する。

大野郡 5 町 2 村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 8 号

大野郡 5 町 2 村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	地方税の取扱い	中項目	住民税（法人町村民税）
協議の結果			

調査 町村名		大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況					調整の具体的内容	
		三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町		千歳村
町 村 別 内 容	納税義務者 1. 町内に事務所又は事業所を有する法人(均等割額及び法人税割額の合算額による) 2. 町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該町村に事務所又は事業所を有しないもの及び町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割額による) 地方税法(294条)	納税義務者 左記に同じ	納税義務者 左記に同じ	納税義務者 左記に同じ	納税義務者 左記に同じ	納税義務者 左記に同じ	納税義務者 左記に同じ	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 7町村とも差異がないため現行のとおりとする。 (地方税法第294条)
	均等割税率	均等割税率	均等割税率	均等割税率	均等割税率	均等割税率	均等割税率	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 7町村とも差異がないため現行のとおりとする。 (地方税法第312条)
	資本金50億円超 従業員50人超 3,000,000円 10億円超～50億円以下 従業員50人超 1,750,000円 10億円超～50億円以下 従業員50人以下 410,000円 1億円超～10億円以下 従業員50人超 400,000円 1億円超～10億円以下 従業員50人以下 160,000円 1千万円超～1億円以下 従業員50人超 150,000円 1千万円超～1億円以下 従業員50人以下 130,000円 1千万円以下 従業員50人超 120,000円 全各号にあげる法人以外の法人 50,000円 地方税法312条	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
	法人税割税率 12.30% 地方税法314条の6	法人税割税率 左記に同じ	法人税割税率 12.80%	法人税割税率 12.30%	法人税割税率 左記に同じ	法人税割税率 左記に同じ	法人税割税率 左記に同じ	法人税割税率 左記に同じ
申告期限及び納期限 事業年度終了の翌日から 2ヶ月以内	申告期限及び納期限 左記に同じ	申告期限及び納期限 左記に同じ	申告期限及び納期限 左記に同じ	申告期限及び納期限 左記に同じ	申告期限及び納期限 左記に同じ	申告期限及び納期限 左記に同じ	申告期限及び納期限 左記に同じ	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 7町村とも差異がないため現行のとおりとする。 (地方税法321条の8)

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第8号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	地方税の取扱い	中項目	固定資産税	
調整内容				

調査 町村名	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容						
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町							
町 村 別 内 容	納税義務者 1月1日現在、町内に所在する固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者 地方税法第342条、343条、359条	納税義務者 左記に同じ	納税義務者 左記に同じ	納税義務者 左記に同じ	納税義務者 左記に同じ	納税義務者 左記に同じ	納税義務者 左記に同じ	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 7町村とも差異がないため現行のとおりとする。 (地方税法第342条、第343条、359条)						
	課税標準 1月1日現在における当該固定資産の価格 地方税法349条、349条の2	課税標準 左記に同じ	課税標準 左記に同じ	課税標準 左記に同じ	課税標準 左記に同じ	課税標準 左記に同じ	課税標準 左記に同じ	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 7町村とも差異がないため現行のとおりとする。 (地方税法第349条、第349条の2)						
	税率 1.40% 地方税法350条	税率 左記に同じ	税率 左記に同じ	税率 左記に同じ	税率 左記に同じ	税率 左記に同じ	税率 左記に同じ	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 7町村とも差異がないため現行のとおりとする。 (地方税法第350条)						
	課税明細書 納税者に納期限の10日前までに送付	課税明細書 左記に同じ	課税明細書 左記に同じ	課税明細書 左記に同じ	課税明細書 左記に同じ	課税明細書 左記に同じ	課税明細書 左記に同じ	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 7町村とも差異がないため現行のとおりとする。 (H14年改正 通知義務が生じた)						
	課税標準の特例(不均一課税) 国際観光ホテル整備法第32条に基づく不均一課税の特例 税率 100分の1.0 条例適用から5年間 (条例あり、該当なし)	課税標準の特例(不均一課税) 該当なし	課税標準の特例(不均一課税) 該当なし	課税標準の特例(不均一課税) 該当なし	課税標準の特例(不均一課税) 該当なし	課税標準の特例(不均一課税) 該当なし	課税標準の特例(不均一課税) 該当なし	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 三重町の課税標準の特例については、新市において、不均一課税として設ける。 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテルに対して課する固定資産税の不均一課税に関する条例 三重町H6.4.1~適用税率1.0/100						
	免税点 <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr><td>土地</td><td>30万円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>20万円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>150万円</td></tr> </table> 地方税法351条	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円	免税点 左記に同じ	免税点 左記に同じ	免税点 左記に同じ	免税点 左記に同じ	免税点 左記に同じ	免税点 左記に同じ	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 7町村とも差異がないため現行のとおりとする。 (地方税法第351条)
	土地	30万円												
	家屋	20万円												
	償却資産	150万円												
	納期 第1期 4月1日~同月30日 第2期 7月1日~同月31日 第3期 12月1日~同月25日 第4期 2月1日~同月末日	納期 左記に同じ	納期 第1期 4月1日~同月30日 第2期 7月1日~同月31日 第3期 9月1日~同月30日 第4期 1月1日~同月末日 第1期のみ納期特例条例有	納期 第1期 4月1日~同月30日 第2期 7月1日~同月31日 第3期 12月1日~同月28日 第4期 1月1日~同月末日	納期 第1期 4月1日~同月30日 第2期 7月1日~同月31日 第3期 12月1日~同月31日 第4期 2月1日~同月末日	納期 第1期 4月1日~同月30日 第2期 7月1日~同月31日 第3期 12月1日~同月25日 第4期 2月1日~同月末日	納期 左記に同じ	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 第3期、第4期の納期に差異があるため、地方税法第362条及び市町村税条例準則に定める納期による。 (三重町、清川村、千歳村、犬飼町の例による) 税法362条 4月、7月、12月及び翌年の2月中 準則 3期 12/1~12.25 4期 2/1~同月末日						
土地・家屋評価(評価の方法) 路線価採用の有無 有	土地・家屋評価(評価の方法) 路線価採用の有無 無 その他宅地評価法	土地・家屋評価(評価の方法) 路線価採用の有無 有 路線価採用は一部地域。 その他は、状況類似区分による。 左記に同じ	土地・家屋評価(評価の方法) 路線価採用の有無 無 その他宅地評価法 左記に同じ	土地・家屋評価(評価の方法) 路線価採用の有無 無 その他宅地評価法 左記に同じ	土地・家屋評価(評価の方法) 路線価採用の有無 無 その他宅地評価法 左記に同じ	土地・家屋評価(評価の方法) 路線価採用の有無 無 その他宅地評価法 左記に同じ	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 新市の土地評価の方法については、路線価式評価法及びその他の宅地評価法とする。 家屋の評価については、現行のとおりとする。							
家屋については、固定資産(家屋)評価基準による	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ								
過誤納還付金 賦課誤りに伴う過誤納還付金の遡及は5年まで 地方税法第18条の3のとおり	過誤納還付金 左記に同じ	過誤納還付金 左記に同じ	過誤納還付金 左記に同じ	過誤納還付金 左記に同じ	過誤納還付金 左記に同じ	過誤納還付金 左記に同じ	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 7町村とも差異がないため現行のとおりとする。 (地方税法第18条の3)							
課税減免(企業の課税免除の法的採用制度も含めて) (1) 貧困により生活のため公私の援助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のため直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く) (3) 町の全部又は一部にわたる災害又は天候不順により、著しく価値を減じた固定資産 (納期限前7日までに申請書を提出) 企業の課税免除(法的根拠) ・三重町税特別措置条例=農工法による課税免除	課税減免(企業の課税免除の法的採用制度も含めて) 左記に同じ	課税減免(企業の課税免除の法的採用制度も含めて) 左記に同じ	課税減免(企業の課税免除の法的採用制度も含めて) 左記に同じ	課税減免(企業の課税免除の法的採用制度も含めて) 左記に同じ	課税減免(企業の課税免除の法的採用制度も含めて) 左記に同じ	課税減免(企業の課税免除の法的採用制度も含めて) 左記に同じ	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 7町村とも差異がないため現行のとおりとする。 過疎法=過疎地域自立促進特別措置法 農工法=農村地域工業等導入促進法							

大野郡 5 町 2 村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第 8 号

大野郡 5 町 2 村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	地方税の取扱い	中項目	固定資産税
調整内容			

調 査 町村名	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
町 村 別 内 容	納税通知及び納税方法 個人住民税に同じ	納税通知及び納税方法 左記に同じ	納税通知及び納税方法 左記に同じ	納税通知及び納税方法 左記に同じ	納税通知及び納税方法 左記に同じ	納税通知及び納税方法 左記に同じ	納税通知及び納税方法 左記に同じ	【幹事会案】（平成 1 5 年 5 月 1 5 日調整） 個人住民税に同じ（P 3）

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第8号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	地方税の取扱い	中項目	軽自動車税
協議の結果			

調査町村名	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容																																				
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町																																					
町村別内容	納税義務者 4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者	納税義務者 左記に同じ	納税義務者 左記に同じ	納税義務者 左記に同じ	納税義務者 左記に同じ	納税義務者 左記に同じ	納税義務者 左記に同じ	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 7町村で差異がないため、現行のとおりとする。 (地方税法第442条の2)																																				
	税率	税率	税率	税率	税率	税率	税率	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 7町村で差異がないため、現行のとおりとする。 (地方税法第444条)																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>税額</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>二輪のもので総排気量0.05L以下又は定格出力0.6KW以下</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>二輪のもので総排気量0.05L超0.09L以下又は定格出力0.6KW超0.8KW以下</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>二輪のもので総排気量0.09L超又は定格出力0.8KW超</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>三輪以上のもので総排気量0.02L超又は定格出力0.25KW超</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪の小型自動車</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>4,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td>二輪(側車付を含む)</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td>貨物 営業用</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>乗用 自家用</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>乗用 営業用</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>乗用 自家用</td> <td>7,200</td> </tr> </table>	区分	種別	税額	原動機付自転車	二輪のもので総排気量0.05L以下又は定格出力0.6KW以下	1,000	二輪のもので総排気量0.05L超0.09L以下又は定格出力0.6KW超0.8KW以下	1,200	二輪のもので総排気量0.09L超又は定格出力0.8KW超	1,600	三輪以上のもので総排気量0.02L超又は定格出力0.25KW超	2,500	二輪の小型自動車		4,000	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600	その他のもの	4,700	軽自動車	二輪(側車付を含む)	2,400	三輪	3,100	四輪以上	貨物 営業用	3,000	乗用 自家用	4,000		乗用 営業用	5,500		乗用 自家用	7,200	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
区分	種別	税額																																										
原動機付自転車	二輪のもので総排気量0.05L以下又は定格出力0.6KW以下	1,000																																										
	二輪のもので総排気量0.05L超0.09L以下又は定格出力0.6KW超0.8KW以下	1,200																																										
	二輪のもので総排気量0.09L超又は定格出力0.8KW超	1,600																																										
	三輪以上のもので総排気量0.02L超又は定格出力0.25KW超	2,500																																										
二輪の小型自動車		4,000																																										
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600																																										
	その他のもの	4,700																																										
	軽自動車	二輪(側車付を含む)	2,400																																									
		三輪	3,100																																									
	四輪以上	貨物 営業用	3,000																																									
		乗用 自家用	4,000																																									
	乗用 営業用	5,500																																										
	乗用 自家用	7,200																																										
賦課期日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 7町村で差異がないため、現行のとおりとする。 (地方税法第445条)																																				
納期	4月11日～4月30日	左記に同じ	5月1日～5月31日	4月11日～4月30日	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 納期については、差異があるため、地方税法第445条及び市町村税条例準則に定める納期による。 (三重町、清川村、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町の例による) 税法445条 4月中、準則4/11～4/30																																				
納税通知及び納税方法	個人住民税に同じ	個人住民税に同じ	個人住民税に同じ	個人住民税に同じ	個人住民税に同じ	個人住民税に同じ	個人住民税に同じ	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 個人住民税に同じ(P3)																																				
身体障害者に対する減免	身体障害者等が所有する軽自動車等で当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者のために当該身体障害者と生計を一にするもの又は、当該身体障害者等を常時介護するものが運転するものうち町長が必要と認めるもの(1台に限る)	身体障害者に対する減免 左記に同じ	身体障害者に対する減免 左記に同じ	身体障害者に対する減免 左記に同じ	身体障害者に対する減免 左記に同じ	身体障害者に対する減免 左記に同じ	身体障害者に対する減免 左記に同じ	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 7町村で差異がないため、現行のとおりとする。																																				
ナンバープレートの再交付弁償金	200円	ナンバープレートの再交付弁償金 100円	ナンバープレートの再交付弁償金 なし	ナンバープレートの再交付弁償金 なし	ナンバープレートの再交付弁償金 なし	ナンバープレートの再交付弁償金 なし	ナンバープレートの再交付弁償金 300円	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) ナンバープレートの再交付弁償金については、差異があるため、三重町の例による。 県下の事例 (豊後高田、真玉、香々地100円、竹田200円、直入123円、萩130円、久住200円)																																				
ナンバープレート規格 たて10cm×よこ20cm 厚さ1mm	ナンバープレート規格 たて10cm×よこ17cm 原付・小型特殊・農耕用	ナンバープレート規格 たて10cm×よこ17cm	ナンバープレート規格 たて10cm×よこ17cm	ナンバープレート規格 たて10cm×よこ17cm	ナンバープレート規格 たて10cm×よこ17cm	ナンバープレート規格 たて10cm×よこ20cm	ナンバープレート規格 たて10cm×よこ17cm	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) ナンバープレートの規格については、差異があるため、合併までに統一する。																																				
臨時運行許可事務の有無及び手数料 該当あり 1車両につき750円	臨時運行許可事務の有無及び手数料 該当なし	臨時運行許可事務の有無及び手数料 該当なし	臨時運行許可事務の有無及び手数料 該当なし	臨時運行許可事務の有無及び手数料 該当なし	臨時運行許可事務の有無及び手数料 該当あり 1車両につき750円	臨時運行許可事務の有無及び手数料 該当あり 1車両につき750円	臨時運行許可事務の有無及び手数料 該当あり 1車両につき750円	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 臨時運行許可事務及び手数料については、三重町、大野町、千歳村、犬飼町の例による。																																				

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第8号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	地方税の取り扱い	中項目	特別土地保有税・入湯税・都市計画税・鉱産税
協議の結果			

調査 町村名	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容	
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町		
町 村 別 内 容	特別土地保有税 納税義務者 土地の取得に対し、当該土地の所有者又は取得者 課税標準 土地の取得価格 税率 保有分 1.40% (10年間) 取得税 3.0% ・15年度以後については当分の間課税停止。 ・14年度までは従前の例による。 免税点 5,000㎡未満	特別土地保有税 納税義務者 左記に同じ 課税標準 左記に同じ 税率 左記に同じ 免税点 10,000㎡未満	特別土地保有税 納税義務者 左記に同じ 課税標準 左記に同じ 税率 左記に同じ 免税点 10,000㎡未満	特別土地保有税 納税義務者 左記に同じ 課税標準 左記に同じ 税率 左記に同じ 免税点 10,000㎡未満	特別土地保有税 納税義務者 左記に同じ 課税標準 左記に同じ 税率 左記に同じ 免税点 10,000㎡未満	特別土地保有税 納税義務者 左記に同じ 課税標準 左記に同じ 税率 左記に同じ 免税点 10,000㎡未満	特別土地保有税 納税義務者 左記に同じ 課税標準 左記に同じ 税率 左記に同じ 免税点 10,000㎡未満	特別土地保有税 納税義務者 左記に同じ 課税標準 左記に同じ 税率 左記に同じ 免税点 10,000㎡未満	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 7町村で差異がないため、現行のとおりとする。 (地方税法第585条) 【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 7町村で差異がないため、現行のとおりとする。 (地方税法第593条) 【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 7町村で差異がないため、現行のとおりとする。 (地方税法第594条) 【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 免税点については、新市が都市計画区域を有することから、5,000㎡とする。 (地方税法第595条)
	入湯税 納税義務者 該当なし 税率 該当なし	入湯税 納税義務者 該当なし 税率 該当なし	入湯税 納税義務者 鉱泉浴場における入湯客 税率 入湯客1人1日につき150円	入湯税 納税義務者 該当なし 税率 該当なし	入湯税 納税義務者 該当なし 税率 該当なし	入湯税 納税義務者 該当なし 税率 該当なし	入湯税 納税義務者 該当なし 税率 該当なし	入湯税 納税義務者 該当なし 税率 該当なし	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 緒方町の入湯税については、新市においても設ける。
	都市計画税 納税義務者 都市計画区域のうち、原則として用途地域内に所在する土地・家屋の所有者 税率 100分の0.1 課税標準 原則として当該土地及び家屋の価格。土地については、特例措置と負担調整がある。	都市計画税 納税義務者 該当なし 税率 該当なし 課税標準 該当なし	都市計画税 納税義務者 該当なし 税率 該当なし 課税標準 該当なし	都市計画税 納税義務者 該当なし 税率 該当なし 課税標準 該当なし	都市計画税 納税義務者 該当なし 税率 該当なし 課税標準 該当なし	都市計画税 納税義務者 該当なし 税率 該当なし 課税標準 該当なし	都市計画税 納税義務者 該当なし 税率 該当なし 課税標準 該当なし	都市計画税 納税義務者 該当なし 税率 該当なし 課税標準 該当なし	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 三重町の都市計画税については、新市においても設ける。
	鉱産税 納税義務者 鉱物掘採事業者 税率 100分の1 課税標準 鉱物の価格	鉱産税 納税義務者 左記に同じ 税率 左記に同じ 課税標準 左記に同じ	鉱産税 納税義務者 左記に同じ 税率 左記に同じ 課税標準 左記に同じ	鉱産税 納税義務者 左記に同じ 税率 左記に同じ 課税標準 左記に同じ	鉱産税 納税義務者 左記に同じ 税率 左記に同じ 課税標準 左記に同じ	鉱産税 納税義務者 左記に同じ 税率 左記に同じ 課税標準 左記に同じ	鉱産税 納税義務者 左記に同じ 税率 左記に同じ 課税標準 左記に同じ	鉱産税 納税義務者 左記に同じ 税率 左記に同じ 課税標準 左記に同じ	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 7町村で差異がないため、現行のとおりとする。 (地方税法第519条、520条)

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第8号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	地方税の取り扱い	中項目	納税関係事業
協議の結果			

調査町村名	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
町	納期前納付に対する報奨金 対象となる税 町村民税、固定資産税 報奨金 第1期の納期に全期前納した場合、納期未到来の各納期毎(2期～4期)に、納期前納付した期別税額(25万円を上限とする)の100分の0.5に納期限未到来月数を掛けた額の合算額を前納報奨金として交付する。	納期前納付に対する報奨金 対象となる税 町村民税、固定資産税 報奨金 納期前において、その納期以降の納期分を納付する場合は、その納付額の0.5/100に納期前にかかる月数を乗じた額を交付する。ただし、その額が100円未満である場合及び当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。	納期前納付に対する報奨金 対象となる税 町村民税、固定資産税 報奨金 納期前において、その納期以降の納期分を納付する場合は、その納付額の1/100に納期前にかかる月数を乗じた額を交付する。ただし、当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。 (H15年度から条例改正し、第1期のみ対象とし、1/100を0.5/100とする)	納期前納付に対する報奨金 対象となる税 町村民税、固定資産税 報奨金 納期前において、その納期以降の納期分を納付する場合は、その納付額の0.5/100に納期前にかかる月数を乗じた額を交付する。ただし、その額が1円未満である場合または各納期の税額が2,000円未満である場合及び当該納税者に未納の徴収金がある場合は交付しない。	納期前納付に対する報奨金 対象となる税 町村民税、固定資産税 報奨金 納期前において、その納期以降の納期分を納付する場合は、その納付額の0.7/100に納期前にかかる月数を乗じた額を交付する。ただし、その額が10円未満である場合及び当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。	納期前納付に対する報奨金 対象となる税 町村民税、固定資産税 報奨金 納期前において、その納期以降の納期分を納付する場合は、その納付額の0.5/100に納期前にかかる月数を乗じた額を交付する。ただし、その額が10円未満である場合及び当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。	納期前納付に対する報奨金 対象となる税 町村民税、固定資産税 報奨金 納期前において、その納期以降の納期分を納付する場合は、その納付額の1.0/100に納期前にかかる月数を乗じた額を交付する。ただし、その額が10円未満である場合及び当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 7町村で差異がないため、現行のとおりとする。
村	納期時期 第1期(全期前納した場合)	納期時期 各納期(第1期、2期、3期)	納期時期 条例改正により1期のみ	納期時期 各納期(第1期、2期、3期)	納期時期 第1期(全期前納した場合)	納期時期 各納期(第1期、2期、3期)	納期時期 各納期(第1期、2期、3期)	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 対象となる納期の時期については、三重町、大野町の例による。
別	交付限度額 制限なし ただし運用上の実質最高額は、 町県民税 12,500円 固定資産税 22,500円	交付限度額 制限なし	交付限度額 制限なし	交付限度額 制限なし	交付限度額 制限なし ただし運用上の実質最高額は、 町県民税 17,500円 固定資産税 31,500円	交付限度額 制限なし	交付限度額 制限なし	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 交付限度額については、三重町の例による。
内容	納税組合制度・納税組合助成金 15年度より廃止	納税組合制度・納税組合助成金 あり 報奨金 村税普通税 組合 完納の場合 2/100 完納以外 なし	納税組合制度・納税組合助成金 あり 報奨金 住民税、固定、国民健康保険税 完納の場合 5/1000 (口座振替も対象としている)	納税組合制度・納税組合助成金 あり 報奨金 均等割 税目毎 納期毎に200円 件数割 納付書1件当たり10円 加算割 自治会の構成戸数の全戸 加入で全ての納期前納付の場合は 1万円加算 納期前納付率が90%以上でない助 成金交付なし、100%未満は助成金 1/2	納税組合制度・納税組合助成金 あり 報奨金 自治会長が、納付書を配布及び 窓口で納税した場合、手数料と して、1枚につき10円を交付する。	納税組合制度・納税組合助成金 あり 報奨金 地区単位・100%納付した場合、納付 税額100分の2を交付 隣保班単位・地区に未納者がいた場 合、完納の隣保班のみ100分の1を交 付する。 年度未処理・年度末において組合員 全員が100%納付していれば当初不 交付並びに1%の隣保班にそれぞれ 1%を加算交付	納税組合制度・納税組合助成金 あり 納税組合長手当 完納組合・均等割7,000円+組合世帯割 (世帯数×150円) 未完納組合は上記の半額 納税組合育成補助金・均等割+納税割 加入割(加入世帯数/各区世帯数) 100%加入 30,000円 90%超100%未満 20,000円 80%超90%未満 10,000円 70%超80%未満 5,000円 70%未満 対象外 納税割(納付額/調定) 100%加入 納付額*1.1 90%超100%未満 納付額*0.8 80%超90%未満 納付額*0.5 70%超80%未満 納付額*0.2 70%未満 対象外	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 納税組合制度・納税組合助成金については、合併時に廃止する。
	口座振替制度 あり 対象となる税目 町県民税、固定資産税、軽自動車税 国民健康保険税、介護保険料 取扱い金融機関 町内に支店を持つ金融機関で、大分銀行 豊和銀行、県信用、労金、ぶんご大野農 協、郵便局 申し込み及び振替日 各金融機関の窓口で 振替不能者の再振替はしない。振替不能	口座振替制度 一部あり 対象となる税目 固定資産税 取扱い金融機関 郵便局 申し込み及び振替日 役場窓口	口座振替制度 あり 対象となる税目 町県民税、固定資産税、軽自動車税 国民健康保険税、介護保険料 取扱い金融機関 大分銀行、大分県信用組合 ぶんご大野農協、郵便局 申し込み及び振替日 役場窓口にて受付 振替日は28日(12月のみ22日) その日が休日の場合は翌営業日	口座振替制度 あり 対象となる税目 県村民税、固定資産税、軽自動車税 国民健康保険税、介護保険料 取扱い金融機関 大分銀行、豊和銀行、県信用 ぶんご大野農協、郵便局 申し込み及び振替日 税務課窓口または、上記金融機関で申請 毎月28日振替(再振替次月10日)	口座振替制度 あり 対象となる税目 町県民税、固定資産税、軽自動車税 国民健康保険税、介護保険料 取扱い金融機関 町内に支店を持つ、金融機関で、大分 銀行、県信用、ぶんご大野農協、郵便 局 申し込み及び振替日 各金融機関の窓口で大野町税等口座 振替不能者の再振替は実施している。 口座振替する税、料金ごとのデー タの入ったFDを各金融機関ごとに正副2部 作成し振替指定日の5営業日前までに 各金融機関に送付。	口座振替制度 一部あり 対象となる税目 固定資産税・国民健康保険税 取扱い金融機関 大分銀行 申し込み及び振替日 役場窓口	口座振替制度 あり 対象となる税目 町県民税、固定資産税、軽自動車税 国民健康保険税、介護保険料 取扱い金融機関 大分銀行、ぶんご大野農協、郵便局 申し込み及び振替日 金融機関の窓口 振替日・各金融機関の指定する日 振替不能者は、再振替はしない。	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 新市においては、口座振替制度を採用する。
	申告(相談)受付 地区公民館役場等70ヵ所13日間 税務課5日間	申告(相談)受付 役場及び公民館等20箇所で 実施	申告(相談)受付 2月中旬より1週間程度所得税申告受付 2月下旬より町内行政区にて町県民税申 告受付	申告(相談)受付 確定申告時は税務署と合同で対処 納税相談は、各地区巡回して対応	申告(相談)受付 地区公民館72ヵ所実施	申告(相談)受付 公民館等20ヵ所及び役場で実施	申告(相談)受付 地区公民館等38ヵ所実施	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 申告(相談)受付については、合併までに調整する。
	督促状 納期限後20日以内に発送(郵送) 地方税法371条1項	督促状 納期限後20日以内に送付。	督促状 原則的には納付期限後20日 以内に発送	督促状 納期限後、20日以内に送付(18日前後)	督促状 納期限後、20日以内に送付	督促状 必要に応じて随時送付	督促状 納期限後20日以内に発送 (封筒に入れ本人送付)	【幹事会案】(平成15年5月15日調整) 7町村で差異がないため、現行のとおりとする。 (地方税法371条1項)

協議にかかる参考資料（町村別調定及び収入済額一覧表：参考資料 14年度決算統計）

単位：千円

町村名	三重町									清川村									緒方町									朝地町								
	調定済額			収入済額			徴収率			調定済額			収入済額			徴収率			調定済額			収入済額			徴収率			調定済額			収入済額			徴収率		
	現年課税分(A)	滞納繰越分(B)	合計(C)	現年課税分(D)	滞納繰越分(E)	計(F)	現年課税分(D)/(A)	滞納繰越分(E)/(B)	計(F)/(C)	現年課税分(A)	滞納繰越分(B)	合計(C)	現年課税分(D)	滞納繰越分(E)	計(F)	現年課税分(D)/(A)	滞納繰越分(E)/(B)	計(F)/(C)	現年課税分(A)	滞納繰越分(B)	合計(C)	現年課税分(D)	滞納繰越分(E)	計(F)	現年課税分(D)/(A)	滞納繰越分(E)/(B)	計(F)/(C)	現年課税分(A)	滞納繰越分(B)	合計(C)	現年課税分(D)	滞納繰越分(E)	計(F)	現年課税分(D)/(A)	滞納繰越分(E)/(B)	計(F)/(C)
一普通税	1,587,704	72,880	1,660,584	1,557,095	20,387	1,577,482	98.1%	28.0%	95.0%	114,697	1,413	116,110	114,446	178	114,624	99.8%	12.6%	98.7%	372,980	2,366	375,346	371,555	336	371,891	99.6%	14.2%	99.1%	189,777	3,287	193,064	188,766	771	189,537	99.5%	23.5%	98.2%
1 法定普通税	1,587,704	72,880	1,660,584	1,557,095	20,387	1,577,482	98.1%	28.0%	95.0%	114,697	1,413	116,110	114,446	178	114,624	99.8%	12.6%	98.7%	372,980	2,366	375,346	371,555	336	371,891	99.6%	14.2%	99.1%	189,777	3,287	193,064	188,766	771	189,537	99.5%	23.5%	98.2%
(1)市町村民税	648,153	25,768	673,921	639,063	7,327	646,390	98.6%	28.4%	95.9%	42,543	301	42,844	42,543	24	42,567	100.0%	8.0%	99.4%	150,127	227	150,354	149,536	70	149,606	99.6%	30.8%	99.5%	57,534	412	57,946	57,233	180	57,413	99.5%	43.7%	99.1%
ア 個人均等割	11,132	535	11,667	10,947	490	11,437	98.3%	91.6%	98.0%	1,290	22	1,312	1,290	6	1,296	100.0%	27.3%	98.8%	3,348	0	3,348	3,348	0	3,348	100.0%	#DIV/0!	100.0%	1,870	24	1,894	1,850	8	1,858	98.9%	33.3%	98.1%
イ 所得割	492,747	22,984	515,731	484,789	6,675	491,464	98.4%	29.0%	95.3%	37,391	279	37,670	37,391	18	37,409	100.0%	6.5%	99.3%	133,265	227	133,492	132,674	70	132,744	99.6%	30.8%	99.4%	51,324	388	51,712	51,043	172	51,215	99.5%	44.3%	99.0%
ウ 法人均等割	50,396	2,178	52,574	49,449	155	49,604	98.1%	7.1%	94.4%	2,925	0	2,925	2,925	0	2,925	100.0%	#DIV/0!	100.0%	7,486	0	7,486	7,486	0	7,486	100.0%	#DIV/0!	100.0%	3,789	0	3,789	3,789	0	3,789	100.0%	#DIV/0!	100.0%
エ 法人税割	93,878	71	93,949	93,878	7	93,885	100.0%	9.9%	99.9%	937	0	937	937	0	937	100.0%	#DIV/0!	100.0%	6,028	0	6,028	6,028	0	6,028	100.0%	#DIV/0!	100.0%	551	0	551	551	0	551	100.0%	#DIV/0!	100.0%
(2)固定資産税	797,244	44,800	842,044	776,805	12,286	789,091	97.4%	27.4%	93.7%	55,316	902	56,218	55,232	107	55,339	99.8%	11.9%	98.4%	177,952	2,125	180,077	177,182	252	177,434	99.6%	11.9%	98.5%	106,207	2,821	109,028	105,561	561	106,122	99.4%	19.9%	97.3%
ア 純固定資産税	788,410	44,800	833,210	767,971	12,286	780,257	97.4%	27.4%	93.6%	55,066	902	55,968	54,982	107	55,089	99.8%	11.9%	98.4%	173,859	2,125	175,984	173,089	252	173,341	99.6%	11.9%	98.5%	104,199	2,821	107,020	103,553	561	104,114	99.4%	19.9%	97.3%
イ 交付金	8,834	0	8,834	8,834	0	8,834	100.0%	0.0%	100.0%	250	0	250	250	0	250	100.0%	#DIV/0!	100.0%	4,093	0	4,093	4,093	0	4,093	100.0%	#DIV/0!	100.0%	2,008	0	2,008	2,008	0	2,008	100.0%	#DIV/0!	100.0%
(3)軽自動車税	34,373	2,312	36,685	33,293	774	34,067	96.9%	33.5%	92.9%	6,293	210	6,503	6,126	47	6,173	97.3%	22.4%	94.9%	15,799	14	15,813	15,735	14	15,749	99.6%	100.0%	99.6%	8,199	54	8,253	8,135	30	8,165	99.2%	55.6%	98.9%
(4)市町村たばこ税	107,934	0	107,934	107,934	0	107,934	100.0%	0.0%	100.0%	10,545	0	10,545	10,545	0	10,545	100.0%	#DIV/0!	100.0%	29,102	0	29,102	29,102	0	29,102	100.0%	#DIV/0!	100.0%	17,837	0	17,837	17,837	0	17,837	100.0%	#DIV/0!	100.0%
(5)鉱産税	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
(6)特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
2 市町村法定外普通税	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
二 目的税	33,134	1,803	34,937	32,319	487	32,806	97.5%	27.0%	93.9%	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
(1)入湯税	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
(2)事業所税	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
(3)都市計画税	33,134	1,803	34,937	32,319	487	32,806	97.5%	27.0%	93.9%	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
(4)水利地益税	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
(5)共同施設税	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
(6)宅地開発税	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
(7)法定外目的税	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
三 旧法による税	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
合計	1,620,838	74,683	1,695,521	1,589,414	20,874	1,610,288	98.1%	28.0%	95.0%	114,697	1,413	116,110	114,446	178	114,624	99.8%	12.6%	98.7%	372,980	2,366	375,346	371,555	336	371,891	99.6%	14.2%	99.1%	189,777	3,287	193,064	188,766	771	189,537	99.5%	23.5%	98.2%

協議にかかる参考資料（町村別調定及び収入済額一覧表：参考資料 14年度決算統計）

単位：千円

町村名	大野町									千歳村									犬飼町									合計								
	調定済額			収入済額			徴収率			調定済額			収入済額			徴収率			調定済額			収入済額			徴収率			調定済額			収入済額			徴収率		
	現年課税分(A)	滞納繰越分(B)	合計(C)	現年課税分(D)	滞納繰越分(E)	計(F)	現年課税分(D)/(A)	滞納繰越分(E)/(B)	計(F)/(C)	現年課税分(A)	滞納繰越分(B)	合計(C)	現年課税分(D)	滞納繰越分(E)	計(F)	現年課税分(D)/(A)	滞納繰越分(E)/(B)	計(F)/(C)	現年課税分(A)	滞納繰越分(B)	合計(C)	現年課税分(D)	滞納繰越分(E)	計(F)	現年課税分(D)/(A)	滞納繰越分(E)/(B)	計(F)/(C)	現年課税分(A)	滞納繰越分(B)	合計(C)	現年課税分(D)	滞納繰越分(E)	計(F)	現年課税分(D)/(A)	滞納繰越分(E)/(B)	計(F)/(C)
一普通税	342,206	7,797	350,003	339,921	352	340,273	99.3%	4.5%	97.2%	217,744	1,549	219,293	217,495	767	218,262	99.9%	49.5%	99.5%	326,032	4,645	330,677	325,511	650	326,161	99.8%	14.0%	98.6%	3,151,140	93,937	3,245,077	3,114,789	23,441	3,138,230	98.8%	25.0%	96.7%
1 法定普通税	342,206	7,797	350,003	339,921	352	340,273	99.3%	4.5%	97.2%	217,744	1,549	219,293	217,495	767	218,262	99.9%	49.5%	99.5%	326,032	4,645	330,677	325,511	650	326,161	99.8%	14.0%	98.6%	3,151,140	93,937	3,245,077	3,114,789	23,441	3,138,230	98.8%	25.0%	96.7%
(1)市町村住民税	121,848	1,686	123,534	120,943	45	120,988	99.3%	2.7%	97.9%	69,133	357	69,490	68,984	179	69,163	99.8%	50.1%	99.5%	145,053	1,739	146,792	144,899	373	145,272	99.9%	21.4%	99.0%	1,234,391	30,490	1,264,881	1,223,201	8,198	1,231,399	99.1%	26.9%	97.4%
ア 個人均等割	2,920	38	2,958	2,890	4	2,894	99.0%	10.5%	97.8%	1,566	8	1,574	1,562	4	1,566	99.7%	50.0%	99.5%	2,742	28	2,770	2,732	2	2,734	99.6%	7.1%	98.7%	24,868	655	25,523	24,619	514	25,133	99.0%	78.5%	98.5%
イ 所得割	100,546	1,246	101,792	99,721	41	99,762	99.2%	3.3%	98.0%	53,325	299	53,624	53,230	175	53,405	99.8%	58.5%	99.6%	100,228	1,711	101,939	100,084	371	100,455	99.9%	21.7%	98.5%	968,826	27,134	995,960	958,932	7,522	966,454	99.0%	27.7%	97.0%
ウ 法人均等割	6,776	0	6,776	6,726	0	6,726	99.3%	#DIV/0!	99.3%	7,363	50	7,413	7,313	0	7,313	99.3%	0.0%	98.7%	10,172	0	10,172	10,172	0	10,172	100.0%	#DIV/0!	100.0%	88,907	2,228	91,135	87,860	155	88,015	98.8%	7.0%	96.6%
エ 法人税割	11,606	402	12,008	11,606	0	11,606	100.0%	0.0%	96.7%	6,879	0	6,879	6,879	0	6,879	100.0%	#DIV/0!	100.0%	31,911	0	31,911	31,911	0	31,911	100.0%	#DIV/0!	100.0%	151,790	473	152,263	151,790	7	151,797	100.0%	1.5%	99.7%
(2)固定資産税	185,219	5,955	191,174	183,963	296	184,259	99.3%	5.0%	96.4%	131,676	1,192	132,868	131,576	588	132,164	99.9%	49.3%	99.5%	153,250	2,860	156,110	152,883	257	153,140	99.8%	9.0%	98.1%	1,606,864	60,655	1,667,519	1,583,202	14,347	1,597,549	98.5%	23.7%	95.8%
ア 純固定資産税	184,100	5,955	190,055	182,844	296	183,140	99.3%	5.0%	96.4%	131,475	1,192	132,667	131,375	588	131,963	99.9%	49.3%	99.5%	144,651	2,860	147,511	144,284	257	144,541	99.7%	9.0%	98.0%	1,581,760	60,655	1,642,415	1,558,098	14,347	1,572,445	98.5%	23.7%	95.7%
イ 交付金	1,119	0	1,119	1,119	0	1,119	100.0%	0.0%	100.0%	201	0	201	201	0	201	100.0%	#DIV/0!	100.0%	8,599	0	8,599	8,599	0	8,599	100.0%	#DIV/0!	100.0%	25,104	0	25,104	25,104	0	25,104	100.0%	#DIV/0!	100.0%
(3)軽自動車税	12,683	156	12,839	12,559	11	12,570	99.0%	7.1%	97.9%	6,181	0	6,181	6,181	0	6,181	100.0%	#DIV/0!	100.0%	8,891	46	8,937	8,891	20	8,911	100.0%	43.5%	99.7%	92,419	2,792	95,211	90,920	896	91,816	98.4%	32.1%	96.4%
(4)市町村たばこ税	22,446	0	22,446	22,446	0	22,446	100.0%	0.0%	100.0%	10,754	0	10,754	10,754	0	10,754	100.0%	#DIV/0!	100.0%	18,838	0	18,838	18,838	0	18,838	100.0%	#DIV/0!	100.0%	217,456	0	217,456	217,456	0	217,456	100.0%	#DIV/0!	100.0%
(5)鉱産税	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
(6)特別土地保有税	10	0	10	10	0	10	100.0%	#DIV/0!	100.0%	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	10	0	10	10	0	10	100.0%	#DIV/0!	100.0%
2 市町村法定外普通税	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
二 目的税	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	33,134	1,803	34,937	32,319	487	32,806	97.5%	27.0%	93.9%
(1)入湯税	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
(2)事業所税	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
(3)都市計画税	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	33,134	1,803	34,937	32,319	487	32,806	97.5%	27.0%	93.9%
(4)水利地益税	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
(5)共同施設税	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
(6)宅地開発税	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
(7)法定外目的税	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
三 旧法による税	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
合計	342,206	7,797	350,003	339,921	352	340,273	99.3%	4.5%	97.2%	217,744	1,549	219,293	217,495	767	218,262	99.9%	49.5%	99.5%	326,032	4,645	330,677	325,511	650	326,161	99.8%	14.0%	98.6%	3,184,274	95,740	3,280,014	3,147,108	23,928	3,171,036	98.8%	25.0%	96.7%

協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第8号

大野郡5町2村合併協議会

地方税（国民健康保険税を除く）の取扱い＝基本方針

市町村は、地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定めをするには、条例で規定しなければならないとされています（地方税法第3条第1項）。

したがって、一般と異なる税率で課税するなど不均一の課税を行おうとする場合にも、条例で規定しなければなりません。合併後に、不均一課税を行うか否かについて、合併特例法においては、あらかじめ合併関係市町村の間で協議する旨の規定はありませんが、事実上の取扱いとしては、合併協議会で事前に取り決めることが適当であるとされています。

しかし、この取り決めはあくまでも申し合わせ事項に過ぎないものであり、合併直後に合併市町村において正規の条例改正等の手続きをとってはじめて、不均一課税が行われるものとされています。（昭和33年10月15日市町村税課長内かん）（市町村ハンドブックより）

法的根拠

ア 地方税の特例

合併関係市町村相互の間で市町村税の税率が異なることなどにより、合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって、住民の負担にとって不均衡が生じると考えられる場合があります。このような場合には、合併特例法第10条の規定により、市町村の合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限って、不均一の課税をすることができるとされています。（平成14年3月改正）

地方税法においては、不均一課税について同法第6条第2項及び第7条で規定されており、第6条第2項には「地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。」とされています。市町村の合併においても、この地方税の規定により不均一課税を実施することも考えられるところですが、市町村の合併における「公益上その他の事由」の範囲が必ずしも明確ではないことから、合併特例法において、不均一課税をすることができることを明確にしているものです。

したがって、合併を事由とする不均一課税の根拠は、この合併特例法の規定となるため、不均一課税ができる期間は、必ず、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限られることとなります。

ただし、市町村の一体性及び住民負担の公正を期する観点から、この特例の適用期間はできる限り短期間に抑えるよう努めるべきであるほか、合併前以上に不均衡を増す措置は認められないものと解されています。

イ 減免

地方税法第6条は、公益等による課税免除及び不均一課税を規定しており、合併関係市町村においてそれぞれ行われていた課税免除及び不均一課税につき、その取扱いを協議する必要があります。この場合、合併市町村が課税免除及び不均一課税を実施する内容の税条例改正等の手続きを行う必要があります。

ウ 町村民税

個人町村民税

- 1 納税義務者（地方税法第294条）
 - （1）町内に住所を有する個人 均等割 + 所得割
 - （2）町内に事務所、事業所又は、家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない個人 均等割
- 2 均等割（地方税法第310条）
 - （1）税率 2,000円（年） 5万人以下の市町村 （標準税率）
- 3 所得割（地方税法第314条の3）
 - （1）税率 3%、8%、12% （標準税率）

法人町村民税

- 1 納税義務者（地方税法第294条）
 - （1）町内に事務所又は事業所を有する法人 均等割 + 所得割
 - （2）町内に寮・宿泊所・クラブその他これらに類する施設を有する法人で、町内に事務所又は事業所を有しない者及び町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのある者 均等割
- 2 均等割（地方税法第312条）
 - （1）税率 標準税率

資本金50億円超	従業員50人超	3,000,000円
10億円超～50億円以下	50人超	1,750,000円
1億円超～10億円以下	50人以下	410,000円
1千万円超～1億円以下	50人超	400,000円
1千万円以下	50人以下	160,000円
前各号に掲げる法人以外の法人	50人超	120,000円
	50人以下	50,000円

- 3 法人税割（地方税法第314条の6）
 - 12.3%
- 4 納期（地方税法第321条の8）
 - 地方税法に規定する納期限（事業年度終了の翌日から2ヶ月以内）

エ 固定資産税

- 1 納税義務者（地方税法第343条）
 - 1月1日現在町内に所在する固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者
- 2 課税標準（地方税法第349条、第349条の2）
 - 1月1日における当該固定資産税の価格
- 3 税率 1.4 / 100（地方税法第350条）
- 4 免税点（地方税法第351条）

土地	300,000円
家屋	200,000円
償却資産	1,500,000円

オ 軽自動車税

- 1 納税義務者（地方税法第442条の2）
 - 軽自動車の所有者又は使用者

2 税率（地方税法第444条）

区分	種別	税額	
原動機付自転車	総排気量0.05ℓ以下、又は定格出力0.6kw超0.8kw以下	1,000円	
	2輪で総排気量0.05ℓ超0.09ℓ以下、又は定格出力0.6kw超0.8kw以下	1,200円	
	2輪で総排気量0.09ℓ超、又は定格出力0.8kw超	1,600円	
	3輪以上で総排気量0.02ℓ超、又は定格出力0.25kw超	2,500円	
軽自動車	2輪	2,400円	
	3輪	3,100円	
	4輪以上	乗用 営業用	5,500円
		乗用 自家用	7,200円
4輪以上	貨物 営業用	3,000円	
	貨物 自家用	4,000円	
小特殊特	農耕作業用	1,600円	
	その他	4,700円	
2輪の小型自動車		4,000円	

カ 町村たばこ税

- 1 納税義務者（地方税法第465条）
 - 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売り販売業者
- 2 税率（地方税法第468条）

紙たばこ	1,000本につき2,688円	15年7月1日～
旧三級品のたばこ	1,000本につき1,266円	2,977円
		1,412円

キ 特別土地保有税

- 1 納税義務者（地方税法第585条）
 - 当該土地の所有者又は取得者
- 2 課税標準（地方税法第593条）
 - 土地の取得価格
- 3 標準課税（地方税法第594条）
 - 15年度以後は、当分の間課税停止
 - 14年度までは従前の例による
 - 保有分 1.4%
 - 取得分 3.0%

協議事項に係る参考資料

協定項目 第8号

大野郡5町2村合併協議会

ク 入湯税

1. 納税義務者 (地方税法第701条)
鉱泉浴場における入湯客
2. 課税標準 (地方税法701条の2)
入湯客数
3. 税率 1人1日150円(地方税法701条の2)

ケ 都市計画税

1. 納税義務者 (地方税法第702条)
土地又は家屋の所有者
2. 課税標準 (地方税法第702条)
土地又は家屋の価格
3. 税率 (地方税法702条の4)
100分の0.3 限度

コ 鉱産税

1. 納税義務者 (地方税法第519条)
鉱物の採掘の事業を行う鉱業者
2. 課税標準 (地方税法519条)
鉱物の価格(山元販売価格)
3. 税率100分の1(標準課税)(地方税法第520条)

地方税法

(普通徴収に係る個人の市町村民税の納期)

第320条
普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、六月、八月、十月及び一月中(当該個人の市町村民税額が均等割額に相当する金額以下である場合にあっては、六月中)において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

準則では第4期の納期は、翌年1月1日から同月31日となっている。

(法人税割の税率)

第314条の6
法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課税する場合においても、100分の14.7を超えることができない。

(固定資産税の納期)

第362条
固定資産税の納期は、四月、七月、十二月及び二月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

準則では第4期の納期は、翌年2月1日から同月末日までとなっている。

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第445条
軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。
2 軽自動車税の納期は、4月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる期日を定めることができる。

準則では軽自動車税の納期は、4月11日から同月30日までとする。

(特別土地保有税の免税点)

第595条
市町村は、同一の者について、当該市町村の区域内において、第599条第1項第1号の特別土地保有税にあってはその者が1月1日に所有する土地の合計面積が、第599条第1項第2号の特別土地保有税にあってはその者が1月1日前1年以内に取得した土地の合計面積が、第599条第1項第3号の特別土地保有税にあってはその者が7月1日前1年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積に満たない場合には、特別土地保有税を課することができない。

- | | |
|---------------------------------|---------|
| 1 地方自治法第252条の19第1項の市の区の区域 | 2,000㎡ |
| 2 都市計画法第5条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域 | 5,000㎡ |
| 3 その他の市町村の区域 | 10,000㎡ |

納期前納付関係

(個人の市町村民税の納期前の納付)

第321条
個人の市町村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によって個人の市町村民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第一項の規定によって納期前に納付した税額の百分の一に、納期前に係る月数(一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とする。)を乗じて得た額をこえることができない。

(固定資産税に係る納期前の納付)

第365条
固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によって固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第一項の規定によって納期前に納付した税額の百分の一に、納期前に係る月数(一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とする。)を乗じて得た額をこえることができない。

【先進事例】

篠山市(H.11.4.1合併)

- 1 固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。
- 2 軽自動車税の税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。
- 3 個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取扱う。
(1)率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。

さぬき市(H14.4.1合併)

- 5町で差異のある税制等については、次のとおり取扱う。
- 1 個人市民税の均等割額は、地方税法の定めにより標準税率を採用する。
- 2 個人市民税及び固定資産税の納期は、地方税法の定める納期による。
- 3 軽自動車税の納期は、課税客体の把握に要する事務処理期間を考慮し、5月1日から5月31日までとする。
- 4 個人市民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取扱う。
(1)交付額は、100分の1.0とする。

あさぎり町(H15.4.1合併)

- 5か町村で差異のある税制等については、次のとおり取扱うものとする。
(1)個人住民税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。
(2)固定資産税の納期については、須恵村の例による。
(3)軽自動車税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。
(4)鉱産税については、免田町、岡原村、須恵村、深田町の例による。
(5)水利地益税については、設置しないものとする。

南アルプス市(H15.4.1合併)

- 地方税の取扱いについては、次のとおりとする。
(1)市民税の納期については、八田村、白根町、芦若村及び櫛形町の例によることとし、法人税割の税率は13.1%とする。
(2)固定資産税の納期については、白根町の例による。
(3)軽自動車税の納期は、八田村、白根町、若草町、櫛形町及び甲西町の例による。

東かがわ市(H15.4.1合併)

- (1)個人市民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税及び特別土地保有税については、3町に相違がないため市税として現行のとおり新市に引き継ぐ。
(2)入湯税については、新市において市税条例を制定する。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第8号

大野郡5町2村合併協議会

佐伯市（H17.3.3合併予定）

9市町村で差異のある税制等は、次のとおり取扱う。

- (1) 新市において課税する税目は、
普通税 1. 市民税 2. 固定資産税 3. 軽自動車税 4. 市たばこ税
5. 鉱産税 6. 特別土地保有税
目的税 1. 入湯税 2. 都市計画税 3. 国民健康保険税
- (2) 個人市民税の均等割は、地方税法310条の規定により、2,500円とする。ただし、引き上げとなる8町村は、合併特例法第10条の規定により、合併年度及びこれに続く5年度間不均一課税を採用し、現行どおりとする。
- (3) 法人市民税の法人税割の税率は、14.7%（制限税率）とする。なお、引き上げとなる8町村は、合併特例法第10条の規定により、合併年度及びこれに続く5年度間不均一課税を採用し、現行税率（標準税率）とする。
- (4) 軽自動車税の種類中「専ら雪上を走行するもの」の税率は2,400円とする。また、「軽自動車3輪のもの」の税率は3,100円とする。
- (5) 特別土地保有税の免税点は、地方税法第595条の規定により5,000㎡未満とする。
- (6) 都市計画税は、都市計画事業及び土地区画整理事業の計画を勘案し、合併後課税区域を検討する。
- (7) 個人住民税、固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税の納期は、10期とし、集合納税方式を採用する方向で合併までに調整する。
- (8) 軽自動車税の納期は、佐伯市の例による。
- (9) 個人市民税、固定資産税及び都市計画税にかかる（全期）前納報奨金の交付率は、佐伯市の例による。
- (10) 納税組合報奨金制度は、法的な問題もあり廃止の方向で検討する。ただし、自主納税システム（所謂納税組合）は存続し、納税報奨金に見合う運営費は、支給する。

納税組合制度について

留意事項

納税（貯蓄）組合は、一定の地域、職域又は勤務先を単位として任意に組織した組合で、納税資金の貯蓄の斡旋等を行うことを目的として発足しましたが、現在、業種組合は消滅し、地域組合のみが存続している状況にあります。この地域組合としての納税組合は、税金の収納率向上に大きな役割を果たしており、多くの自治体ではこの納税組合に対し、納税額の一定割合や一定額を「奨励金」などの名目で支給してきました。しかし、平成10年1月に神奈川県小田原市の納税貯蓄組合に対する報奨金の支給について納税貯蓄組合法以外の独自基準での報奨金の支給について、違法との判決が出され、廃止又は廃止を検討している自治体が多い状況となっています。

納税組合への奨励金支給に関する判例

地方税の納税の便宜を図る団体である法定外（任意）の納税組合に対する自治体の補助金交付の是非を争う裁判の判決が平成10年1月横浜地裁で下され、交付は違法との判断が全国で初めて示されました。この事件は、神奈川県の小田原市民が市長を相手どって訴えていたもので、その訴えの概要は、市長の委任を受けた同市収納課長が市の「納税貯蓄組合奨励金支給要綱」に基づいて平成7年度に支出した3,915万円余が、納税貯蓄組合法第10条1項等に定める交付の要件である「組合の事務費を補う目的」及び「組合が使用した費用の金額を限度とする」範囲を逸脱し、市税の納期内納付率が一定割合以上であることのみをもって基準とされ支給されており、従って奨励金の支出も違法であるとしていたものです。これに対して被告・市長側は、要綱は組合が納税意識の高揚を図る等納付率の向上に貢献していることに対して支給することを定めたもので、これら事務に要する事務は同法でいう「組合の事務」にはあたらず、また、支給は地方自治法232条の2の「公益上必要がある場合」に該当し、適法である等と主張しました。判決は、原告の訴えを全面的に認め、被告の主張はいずれも法10条1項の適用が及び範囲であり、理由がないと斥けました。

納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号）
（補助金の交付）

第10条 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。但し、国及び地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額をこえてはならない。
2 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の役員又は組合員の報酬の支払に充てるため、補助金を交付してはならない。
3 第1項の規定による補助金の交付の手続については、政令で定める。

納税組合の現況（平成15年3月31日現在）

（単位；組合、人、円）

	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町
組 合 数	271	44	278	30	32	20	47
組 合 員 数	5,205	900	2,355	1,080	約3,500	791	1,425
報奨金交付額	6,912,264	1,123,640	1,935,890	2,141,807	0	1,372,594	5,256,294

* 三重町は、平成15年度より納税組合制度を廃止。

固定資産税にかかる主な用語解説

課税標準

課税客体である物、行為又は事実から税額を算出するためには、その物、行為または事実を金額、価額、数量などで表すことが必要です。これらの金額、価額、数量等を課税標準といえます。この課税標準に税率を乗じて税額が得られます。（P5）

課税標準の特例（不均一課税）（P5）

合併関係市町村相互の間で市町村税の税率が異なることなどにより、合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって、住民の負担にとって不均衡が生じると考えられる場合があります。このような場合には、合併特例法第10条の規定により、市町村の合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限って、不均一の課税をすることができるとされています。地方税法においては、不均一課税について同法第6条第2項及び第7条で規定されており、第6条第2項には「地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。」とされています。市町村の合併においても、この地方税の規定により不均一課税を実施することも考えられるところですが、市町村の合併における「公益上その他の事由」の範囲が必ずしも明確ではないことから、合併特例法において、不均一課税をすることができることを明確にしているものです。

したがって、合併を事由とする不均一課税の根拠は、この合併特例法の規定となるため、不均一課税ができる期間は、必ず、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限られることとなります。

不均一課税をすることができる要件

合併市町村が不均一の課税をすることができる要件は、次のいずれかに該当する場合に限られています。

- (1) 合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合
- (2) 市町村の合併により承継した財産又は負債の額について合併関係市町村の相互の間に著しい差があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合

不均一課税の対象となる税目

- (1) 市町村が課税することができる税目の種類

現行の地方税法上、市町村が課税することができるのは、いわゆる法定普通税として市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税及び特別土地保有税の6種類、法定目的税として入湯税、事業所税、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税及び国民健康保険税の7種類があり、そのほか、法定外普通税及び法定外目的税があります。

- (2) 不均一課税の対象となる税目

これらの市町村税のうち、不均一課税をすることができる場合としては、「市町村ごとに税率が異なる場合」と「課税されていなかった市町村の区域が、合併により新たに課税されることとなる場合」とが考えられます。まず、法定普通税のうち一定税率以外の税率により課税する税目については、市町村ごとに税率が異なる場合があるので、不均一課税をすることができますが、一定税率で全国一律に課税されている「市町村たばこ税」と「特別土地保有税」については、不均一課税を行う余地はありません。次に、法定外普通税、法定目的税（事業所税を除く。）及び法定外目的税は、「市町村ごとに税率が異なる場合」と「課税されていなかった市町村の区域が、合併により新たに課税されることとなる場合」の両方が考えられますので、不均一課税をすることができるとされています。

- (3) 特例の範囲

合併特例法第10条による不均一課税の特例は、合併の日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、同一市町村内において区域により税率を異にすることを認めたものですが、市町村の一体性及び住民負担の公正を期する観点からも、この特例の適用期間はできる限り短期間に抑えるよう努めるべきであるほか、合併前以上に不均衡を増す措置は認められないものと解されています。また、制限税率がある場合には、当然に、これを超えた不均一課税を行うことはできません。

路線価式評価法（市街地宅地評価法）

市街地などにおいて道路につけられた価格、具体的には道路に接する標準的な宅地1㎡当たりの価格を路線価というが、その路線価をもとに、間口、奥行きなど土地の形状によって、その土地を評価していくというものです。（P5）

その他の宅地評価法

宅地に沿接する道路の状況、家屋の疎密度その他の利用上の便を総合的に考慮し、おおむねその状況が類似している宅地の所在する地区ごとに状況類似地区を選定し、地区内の標準的な宅地について価格を付設し、その1㎡当たり価格に各筆の地積を乗じて評価額を求める評価方法です。（ある一定の土地の評価をして、その土地より高いのか、低いのかという評価＝倍率方式という）（P5）

軽自動車税に関する用語説明

臨時運行許可

登録されていない自動車の試運転をしたり、車両検査をうける目的などで回送したりする場合には、臨時運行許可が必要になります。（P7）

大野郡 5 町 2 村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 9 号

大野郡 5 町 2 村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	一般職の職員の身分の取扱い	中項目	一般職の職員の身分の取扱い	小項目	職員の定数について
調整内容					

調査 町村名	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
町 村 職 別 内 容 定 数 条 例	<p>「三重町職員定数条例」 (職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 町長の事務部局の職員 吏員 132人 その他の職員 3人 計 135人</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 吏員 2人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 職員 1人 吏員 1人</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 吏員 1人</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 吏員 22人 幼稚園教諭 10人 その他の職員 13人 計 45人</p> <p>(6) 農業委員会の事務部局の職員 吏員 3人</p> <p>(7) 休日夜間急患センターの職員 吏員 1人 看護師 2人 小計 3人</p> <p>合計 190人</p> <p>(職員の定数の配分) 第 3 条 前条に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ、任命権者が定める</p>	<p>「清川村職員定数条例」 (職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 村長の事務局の職員 医師 1人 吏員 48人 その他の職員 3人 小計 52人</p> <p>(2) 議会の事務局の職員 事務局長 2人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の職員 書記長(議会の事務局長兼務)</p> <p>(5) 教育委員会の事務局の職員 吏員 5人 その他の職員 9人 小計 14人</p> <p>(6) 農業委員会の職員 事務局長 1人</p> <p>合計 69人</p> <p>(職員の定数の配分) 第 3 条 前条に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、任命権者が協議して定める。</p>	<p>「緒方町職員定数条例」 (職員の定数) 第 2 条 前条に掲げる職員の定数の配分は、任命権者が定める。</p> <p>(1) 町長の事務局の職員 事務吏員 67人 土木建築林業技師 10人 栄養士 1人 保健師 3人 准看護師 1人 保育士 14人 運転士 2人 寮母 6人 調理員 5人 小計 109人</p> <p>(2) 議会の事務局の職員 事務吏員 2人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の職員 0人</p> <p>(5) 教育委員会の事務局の職員 3人 教育委員会の所轄に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 事務吏員 8人 用務員 1人 調理員 5人 小計 17人</p> <p>(6) 農業委員会の職員 3人</p> <p>計 131人</p> <p>(7) 緒方町立病院 町長の事務部局の職員 事務吏員 14人 医師 16人 薬剤師 6人 診療放射線技師 4人 臨床検査技師 6人 理療技術員 4人 栄養士 2人 保健師 1人 助産婦・看護師 55人 准看護師 26人 運転手 1人 調理員 5人 計 140人</p> <p>合計 271人</p> <p>(職員の定数の配分) 第 3 条 前条に掲げる職員の定数の配分は、任命権者が定める</p>	<p>「朝地町職員定数条例」 (職員の定数) 第 2 条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町長の事務局の職員 60人</p> <p>(2) 議会の事務局の職員 2人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の職員 2人(兼)</p> <p>(4) 監査委員の事務補助職員 2人(兼)</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 3人 学校の職員 2人 公民館の職員 4人 学校給食共同調理場の職員 3人 小計 12人</p> <p>(6) 農業委員会の事務局の職員 1人</p> <p>合計 75人</p> <p>(職員の定数の配分) 第 3 条 前条に掲げる職員の定数の当該事務局内の配分は、任命権者が定める。</p>	<p>「大野町職員定数条例」 (職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町長の事務部局の職員 77人</p> <p>(2) 議会事務局の職員 1人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の職員 1人</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 23人</p> <p>(6) 農業委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>合計 105人</p> <p>(職員の定数の配分) 第 3 条 前条に掲げる職員の当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者が定めるところによる。</p>	<p>「千歳村職員定数条例」 (職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 村長の事務部局職員 事務吏員 36人 技術吏員 2人 小計 38人</p> <p>(2) 村議会の事務部局の職員 2人</p> <p>(5) 教育委員会の事務局の職員 7人 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員 5人 (幼稚園教諭2名、学校給食調理員3人) 小計 12人</p> <p>(6) 農業委員会の事務部局の職員 2人</p> <p>合計 54人</p> <p>(職員の定数の配分) 第 3 条 前条に掲げる職員の定数の当該事務部局の職員の配分は、それぞれ村長、議長、農業委員会及び教育委員会が定める。</p>	<p>「犬飼町職員定数条例」 (職員の定数) 第 2 条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町長の事務部局の職員 吏員 52人 その他の職員 10人 小計 62人</p> <p>(2) 議会の事務局の職員 事務局長 1人 その他の職員 1人 小計 2人</p> <p>(5) 教育委員会の事務局の職員 吏員 6人 教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 6人 その他の職員 1人 小計 13人</p> <p>(6) 農業委員会の事務局の職員 事務局長 1人 吏員 2人 小計 3人</p> <p>合計 80人</p> <p>(職員の定数の配分) 第 2 条第 2 項 前条に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ、任命権者が定める。</p>	<p>【幹事会案】 (平成 15 年 5 月 15 日調整) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p>
	定数合計	職員定数条例による職員数合計 190人	職員定数条例による職員数合計 69人	職員定数条例による職員数合計 271人	職員定数条例による職員数合計 75人	職員定数条例による職員数合計 105人	職員定数条例による職員数合計 54人	職員定数条例による職員数合計 80人
実員合計	各部局、各課職員の実員数合計 177人	各部局、各課職員の実員数合計 68人	各部局、各課職員の実員数合計 249人	各部局、各課職員の実員数合計 72人	各部局、各課職員の実員数合計 100人	各部局、各課職員の実員数合計 51人	各部局、各課職員の実員数合計 74人	

大野郡5町2村職員現員数比較表

協定項目 第9号

大野郡5町2村合併協議会

町村名	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町
各 町 村 職 員 定 数 （ 現 員 数 ） 比 較	(1) 町長の事務部局の職員 吏員 132人(123) その他の職員 3人(3) 小計 135人(126)	(1) 村長の事務局の職員 医師 1人(1) 吏員 48人(47) その他の職員 3人(3) 小計 52人(51)	(1) 町長の事務局の職員 事務吏員 67人(69) 土木建築林業技師 10人(4) 栄養士 1人(1) 保健師 3人(3) 准看護師 1人(1) 看護師 (2) 保育士 14人(13) 運転士 2人(0) 寮母 6人(6) 調理員 5人(7) 小計 109人(106)	(1) 町長の事務局の職員 60人(59) (2) 議会の事務局の職員 2人(2) (3) 選挙管理委員会の職員 2人(兼) (4) 監査委員の事務補助職員 2人(兼) (5) 教育委員会の事務部局の職員 3人(2) 学校の職員 2人(2) 公民館の職員 4人(4) 学校給食共同調理場の職員 3人(2) 小計 12人(10)	(1) 町長の事務部局の職員 77人(74) (2) 議会事務局の職員 1人(1) (3) 選挙管理委員会の職員 1人(1) (4) 監査委員の事務補助職員 23人(22) (5) 教育委員会の事務部局の職員 3人(2) (6) 農業委員会の事務局の職員 3人(2)	(1) 村長の事務部局職員 事務吏員 36人(36) 技術吏員 2人(1) 小計 38人(37) (2) 村議会の事務部局の職員 2人(2) (5) 教育委員会の事務局の職員 7人(6) 教育委員会の所管に属する学校 その他の教育機関の事務部局の職員 5人(5) (幼稚園教諭2名、学校給食調理員3人) 小計 12人(11) (6) 農業委員会の事務部局の職員 2人(1)	(1) 町長の事務部局の職員 吏員 52人(50) その他の職員 10人(9) 小計 62人(59) (2) 議会の事務局の職員 事務局長 1人(1) その他の職員 1人(1) 小計 2人(2) (5) 教育委員会の事務局の職員 6人(6) 教育委員会の所管に属する学校 及び学校以外の教育機関の職員 吏員 6人(3) その他の職員 1人(2) 小計 13人(11) (6) 農業委員会の事務局の職員 事務局長 1人(1) 吏員 2人(1) 小計 3人(2)
	合計 190人(177)	合計 69人(68)	合計 271人(249)	合計 75人(72)	合計 105人(100)	合計 54人(51)	合計 80人(74)
	職員定数条例による職員数合計 190人	職員定数条例による職員数合計 69人	職員定数条例による職員数合計 271人	職員定数条例による職員数合計 75人	職員定数条例による職員数合計 105人	職員定数条例による職員数合計 54人	職員定数条例による職員数合計 80人
	各部局、各課職員の実員数合計 177人	各部局、各課職員の実員数合計 68人	各部局、各課職員の実員数合計 249人	各部局、各課職員の実員数合計 72人	各部局、各課職員の実員数合計 100人	各部局、各課職員の実員数合計 51人	各部局、各課職員の実員数合計 74人

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第9号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	一般職の職員の身分の取扱い	中項目	一般職の職員の身分の取扱い	小項目	職員の職の設置について
調整内容					

調査町村名	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容																																						
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町																																							
各町村職員の職の設置に関する規則	<p>「職員の職の設置に関する規則」 (関係部分抜粋)</p> <p>(吏員の職) 第2条 吏員の職として次に掲げる職を置く。 (1) 主事 (2) 技師</p> <p>2 主事は、事務吏員をもって充て上司の命を受け事務を掌る。</p> <p>3 技師は、技術吏員をもって充て、上司の命を受け技術を掌る。</p>	<p>「清川村職員の職の設置に関する規則」 (関係部分抜粋)</p> <p>(吏員の職) 第2条 法令に特別の定めのあるものを除くほか、吏員の職は、次のとおりとする。 (1) 課長 (2) 出納室長 (3) 参事 (4) 課長補佐 (5) 主査 (6) 主任 (7) 主事 (8) 技師 (9) 保健師 (10) 保育所所長 (11) 保育士 (12) 看護師</p> <p>2 課長・出納室長・参事は、事務吏員又は技術吏員をもって充てる。</p> <p>3 課長補佐・主査・主任・主事は事務吏員又は技術吏員をもって充てる。</p> <p>4 技師及び保健師、保育所所長、保育士は技術吏員をもって充てる。</p> <p>第3条 吏員以外の常勤の職員として別表に掲げる職をおく。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>(1) 医師(診療所長)</td></tr> <tr><td>(2) 運転士</td></tr> <tr><td>(3) 用務員</td></tr> <tr><td>(4) 調理員</td></tr> </table>	(1) 医師(診療所長)	(2) 運転士	(3) 用務員	(4) 調理員	<p>「職員の職の設置に関する規則」 (関係部分抜粋)</p> <p>(吏員の職) 第2条 吏員の職として次に掲げる職を置く。 (1) 主事 (2) 技師</p> <p>2 主事は、事務吏員をもって充て、上司の命を受け、事務をつかさどる。</p> <p>3 技師は、技術吏員をもって充て、上司の命を受け、技術をつかさどる。</p> <p>(その他の職員の職) 第3条 吏員以外の職員の職として別表第1に掲げる職を置く。 2 前項の職にある者は、上司の命を受け、事務、技術又は労務に従事する。</p> <p>(職員の職名整理) 第4条 第2条に規定する吏員及び吏員以外の職員の職名整理は別表第2のとおりとする。</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>職名</th></tr> <tr><td>事務の職</td><td>事務員</td></tr> <tr><td>技術の職</td><td>技術員</td></tr> <tr><td>労務の職</td><td>運転士、業務員</td></tr> </table> <p>別表第2(第4条関係)</p> <p>1 役付職 (1) 課長、課長補佐、室長 (2) 常楽荘、保育園、すこやか福祉センター、国保総合病院等の各施設長及び補佐は、前号に準ずる。</p> <p>(3) 係長 (4) 参事 (5) 主幹</p> <p>2 一般職員(吏員の職) (1) 事務吏員の職 主事 (2) 技術吏員の職 技師(現行の技師、看護師、保健師、栄養士、保育士)</p> <p>3 その他の職員 (1) 事務の職 事務員(採用2年以下の事務の職員) (2) 技術の職 技術員(採用2年以下の技術の職員) (3) 単純な労務の職 運転士(現行の運転手)業務員(養母、調理員)</p> <p>4 町教育委員会及び議会事務局は、町長事務部局に準ずる。</p>	区分	職名	事務の職	事務員	技術の職	技術員	労務の職	運転士、業務員	<p>「朝地町職員の職の設置に関する規則」 (関係部分抜粋)</p> <p>(職員職) 第2条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、職員の職は次のとおりとする。 (1) 課長 (2) 室長 (3) 園長 (4) 館長 (5) 課長補佐 (6) 園長補佐 (7) 主幹 (8) 係長 (9) 主査 (10) 主任保健師 (11) 主任 (12) 主事 (13) 技師 (14) 保健師 (15) 保育士 (16) 事務員 (17) 技術員 (18) 学校主事 (19) 用務員 (20) 調理師 (21) 調理員</p>	<p>「職員の職の設置に関する規則」 (関係部分抜粋)</p> <p>(吏員の職) 第2条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、吏員の職は次のとおりとする。 (1) 課長 (2) 室長 (3) 館長 (4) 所長 (5) 参事 (6) 課長補佐 (7) 室長補佐 (8) 館長補佐 (9) 所長補佐 (10) 主幹 (11) 係長 (12) 主査 (13) 主任 (14) 主任保健師 (15) 主任児童厚生員 (16) 主任指導員 (17) 主事 (18) 技師 (19) 主事補 (20) 技師補 (21) 保健師 (22) 児童厚生員 (23) 指導員</p> <p>2 課長、室長、館長、所長、参事、課長補佐、室長補佐、館長補佐、所長補佐、主幹及び係長は、事務吏員、技術吏員、児童厚生員及び指導員をもって充てる。</p> <p>3 主査及び主任は、事務吏員及び技術吏員をもって充てる。</p> <p>4 主事及び主事補は事務吏員をもって充てる。</p> <p>5 技師、技師補及び保健師は、技術吏員をもって充てる。</p> <p>6 主任児童厚生員及び児童厚生員は、児童厚生員をもって充てる。</p> <p>7 主任指導員及び指導員は、隣保館指導員をもって充てる。</p> <p>(その他の職員の職) 第3条 吏員以外の職員の職として別表に掲げる職を置く。 2 前項の職にある者は、上司の命を受け、事務、労務に従事する。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>事務の職</th></tr> <tr><td>事務の職</td><td>事務員</td></tr> <tr><td>技術の職</td><td>技術員</td></tr> <tr><td rowspan="2">労務の職</td><td>用務員</td></tr> <tr><td>運転士</td></tr> </table>	区分	事務の職	事務の職	事務員	技術の職	技術員	労務の職	用務員	運転士	<p>「千歳村役場の職の設置に関する規則」 (関係部分抜粋)</p> <p>(吏員の職) 第2条 吏員の職として次に掲げる職を置く。 一 主事 二 技師(保健師・獣医師等)</p> <p>2 主事は、事務吏員をもって充て、上司の命を受け、事務を掌る。</p> <p>3 技師は、技術吏員をもって充て、上司の命を受け、技術を掌る。</p> <p>(その他の職員の職) 第3条 吏員以外の職員の職として別表に掲げる職を置く。 2 前項の職にある者は、上司の命を受け、事務、労務に従事する。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>事務の職</th></tr> <tr><td>事務の職</td><td>事務員</td></tr> <tr><td>技術の職</td><td>技術員</td></tr> <tr><td rowspan="2">労務の職</td><td>用務員</td></tr> <tr><td>運転士</td></tr> </table>	区分	事務の職	事務の職	事務員	技術の職	技術員	労務の職	用務員	運転士	<p>「職員の職の設置に関する規則」 (関係部分抜粋)</p> <p>(吏員の職) 第2条 法令に特別の定めのあるものを除くほか、吏員は次のとおりとする。 (1) 課長 (2) 室長 (3) 園長 (4) 所長 (5) 参事 (6) 課長補佐 (7) 園長補佐 (8) 係長 (9) 主査 (10) 主任保健師 (11) 主任保育士 (12) 主事 (13) 技師 (14) 保健師 (15) 保育士</p> <p>2 課長、室長、園長、所長、参事、課長補佐及び係長は、事務吏員又は技術吏員をもって充てる。ただし、運転係長及び水道管理係長については吏員以外の職をもって充てることができる。</p> <p>3 主査及び主事は、事務吏員をもって充てる。</p> <p>4 主任保育士、主任保健師、技師、保育士、保健師は、技術吏員をもって充てる。</p> <p>(吏員以外の常勤の職員の職) 第3条 吏員以外の常勤の職員として、別表に掲げる職を置く。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>職名</th></tr> <tr><td>事務補助職員</td><td>事務員</td></tr> <tr><td>技能職員</td><td>技術員、自動車運転士、調理師、囃託</td></tr> <tr><td>労務職員</td><td>用務員、調理員</td></tr> </table>	区分	職名	事務補助職員	事務員	技能職員	技術員、自動車運転士、調理師、囃託	労務職員	用務員、調理員	<p>【幹事会案】 (平成15年5月15日調整) 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に調整し、統一する。</p>
	(1) 医師(診療所長)																																													
(2) 運転士																																														
(3) 用務員																																														
(4) 調理員																																														
区分	職名																																													
事務の職	事務員																																													
技術の職	技術員																																													
労務の職	運転士、業務員																																													
区分	事務の職																																													
事務の職	事務員																																													
技術の職	技術員																																													
労務の職	用務員																																													
	運転士																																													
区分	事務の職																																													
事務の職	事務員																																													
技術の職	技術員																																													
労務の職	用務員																																													
	運転士																																													
区分	職名																																													
事務補助職員	事務員																																													
技能職員	技術員、自動車運転士、調理師、囃託																																													
労務職員	用務員、調理員																																													
その他の職員の職	第3条 吏員以外の職員の職として建築技能士、調理員及び用務員を置く。 2 前項の職にある者は、上司の命を受け労務に従事する。																																													

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第9号
大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	一般職の職員の身分の取扱い	中項目	一般職員の身分の取扱い	小項目	職員の給与について
調整内容					

調査 町村名	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
告 町 村 一 般 職 員 の 内 容 に 関 す る 条 例	<p>「町職員の給与に関する条例」 (関係部分抜粋)</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、三重町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤労手当を除いたものとする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表は別表第1のとおりとする。</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づいて給料表に定める職務の級に分類するものとし、その職務の分類は、別表第2によるものとする。</p> <p>3 前条の規定により、1級2級、3級、4級、5級、6級、7級及び8級に決定される職員に適用する。</p> <p>4 第1項の給料表は、非常勤の職員以外のすべての職員に適用する。</p>	<p>「職員の給与に関する条例」 (関係部分抜粋)</p> <p>(給料)</p> <p>第4条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤労手当及び退職手当を除いたものとする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第5条 給料は、別表第1及び第2に定める給料表による。</p> <p>2 前項の給料表は、第26条に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。</p> <p>(職務の級)</p> <p>第6条 職務の級は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類は、別表第3によるものとする。</p>	<p>「緒方町職員の給与に関する条例」 (関係部分抜粋)</p> <p>(給料)</p> <p>第4条 給料は、緒方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤労手当及び特殊勤務手当を除いたものとする。</p> <p>2 宿舍、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、これを給与の一部とし、別に条例で定めるところにより、その職員の給料月額を調整することができる。</p> <p>(給料表)</p> <p>第5条 給料は、別表第1から別表第4までに定める給料表によるものとする。</p> <p>2 前項の給料表は、第25条に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。</p> <p>(職務の級)</p> <p>第6条 職務の級は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類は、別表第5によるものとする。</p>	<p>「朝地町職員の給与に関する条例」 (関係部分抜粋)</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、朝地町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、日直手当、期末手当、勤労手当及び管理職員特別勤務手当を除いたものとする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第4条 給料表の種類は別表第1のとおりとする。</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その職務の分類は別表第2によるものとする。</p> <p>3 町長は、前項の規定に基づく、分類の基準に適合するように、かつ予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は決定することができる。</p> <p>4 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級でこの定数の範囲内で、かつ、第1項の規定に基づく分類に従い、任命権者が決定する。</p> <p>5 第1項の給料表は、附則第4項に規定する職員及び非常勤の職員以外のすべての職員に適用するものとする。</p>	<p>「大野町職員の給与に関する条例」 (関係部分抜粋)</p> <p>(給料)</p> <p>第2条の2 給料は、大野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤労手当を除いたものとする。</p> <p>2 官舎、制服その他に類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、これを、給与の一部とし、その職員の俸給額を調整する。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 給料は、別表第1に定める給料表によるものとする。</p> <p>2 前項の給料表は、第19条に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。</p> <p>(職務の級)</p> <p>第3条の2 職務の級は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類は、別表第2によるものとする。</p>	<p>「千歳村職員の給与に関する条例」 (関係部分抜粋)</p> <p>(給料)</p> <p>第4条 給料は、千歳村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、住居手当、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤労手当及び退職手当を除いたものとする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第5条 給料は、別表第1に定める給料表によるものとする。</p> <p>2 前項の給料表は、行政職給料表を適用するものとする。</p> <p>(職務の級)</p> <p>第6条 職務の級は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類は、別表第2によるものとする。</p>	<p>「町職員の給与に関する条例」 (関係部分抜粋)</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、犬飼町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤労手当及び特殊勤務手当を除いたものとする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第4条 給料は、別表第1に定める給料表によるものとする。</p> <p>2 前項の給料表は、第18条に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。</p> <p>(職務の級)</p> <p>第4条の2 職務の級は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類は、別表第2によるものとする。</p>	<p>【幹事会案】 (平成15年5月15日調整)</p> <p>職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から新市の基準を調整し、統一を図る。 級別標準職務分類表については、合併時に新市の基準を調整し、統一する。</p> <p>なお、現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。</p>

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第9号
大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	一般職の職員の身分の取扱い	中項目	一般職の職員の身分の取扱い
小項目	職員の給与について		
調整内容			

調査町村名	大野郡5町2村の現況						調整の具体的内容																																																																																																											
町村別	<p>別表第1に定める給料表は省略</p>	<p>別表第1・第2に定める給料表は省略</p>	<p>別表第1から第4に定める給料表は省略</p>	<p>別表第1に定める給料表は省略</p>	<p>別表1に定める給料表は省略</p>	<p>別表1に定める給料表は省略</p>	<p>別表1に定める給料表は省略</p>																																																																																																											
級別	別表第2（第3条関係） (1) 級別標準職務分類表	別表第3（第6条関係） (1) 級別標準職務分類表	別表第5（第6条関係） (1) 行政職給料表級別標準職務分類表	別表第2（第4条関係） (1) 級別標準職務分類表	別表第2（第3条の2） (1) 級別標準職務分類表	別表第2（第6条関係） (1) 級別標準職務分類表	別表第2（第4条の2関係） (1) 級別標準職務分類表																																																																																																											
職務	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>級</th><th>職務分類</th></tr> <tr><td>1</td><td>主事、技師、保育士、司書、教諭、保健師、看護師の職務</td></tr> <tr><td>2</td><td>同上</td></tr> <tr><td>3</td><td>主任及び特に高度な知識又は経験を必要とする主事、技師、保育士、司書、教諭、保健師、看護師の職務</td></tr> <tr><td>4</td><td>主任、主任技師、主任保育士、主任司書、主任教諭、主任保健師、主任看護師の職務</td></tr> <tr><td>5</td><td>係長、副主任及び主査の職務</td></tr> <tr><td>6</td><td>特に関難な業務を所掌する係長、副主任及び係長相当の職務</td></tr> <tr><td>7</td><td>特に関難な業務を所掌する課長補佐並びに主幹の職務</td></tr> <tr><td>8</td><td>特に関難な業務を所掌する課長、室長、局長、館長、所長、場長、参事の職務</td></tr> </table>	級	職務分類	1	主事、技師、保育士、司書、教諭、保健師、看護師の職務	2	同上	3	主任及び特に高度な知識又は経験を必要とする主事、技師、保育士、司書、教諭、保健師、看護師の職務	4	主任、主任技師、主任保育士、主任司書、主任教諭、主任保健師、主任看護師の職務	5	係長、副主任及び主査の職務	6	特に関難な業務を所掌する係長、副主任及び係長相当の職務	7	特に関難な業務を所掌する課長補佐並びに主幹の職務	8	特に関難な業務を所掌する課長、室長、局長、館長、所長、場長、参事の職務	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>級</th><th>標準的な職務</th></tr> <tr><td>1</td><td>定型的な業務を行う主事及び技師の職務 又はこれに相当する職務</td></tr> <tr><td>2</td><td>比較的高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務 又はこれに相当する職務</td></tr> <tr><td>3</td><td>高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務 又はこれに相当する職務</td></tr> <tr><td>4</td><td>主任の職務 又はこれに相当する職務</td></tr> <tr><td>5</td><td>課長補佐及び主査の職務 又はこれに相当する職務</td></tr> <tr><td>6</td><td>課長の職務及び困難な業務を処理する課長補佐の職務 又はこれに相当する職務</td></tr> <tr><td>7</td><td>困難な業務を処理する課長の職務 又はこれに相当する職務</td></tr> <tr><td>8</td><td>困難な業務を処理する課長の職務 又はこれに相当する職務</td></tr> </table>	級	標準的な職務	1	定型的な業務を行う主事及び技師の職務 又はこれに相当する職務	2	比較的高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務 又はこれに相当する職務	3	高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務 又はこれに相当する職務	4	主任の職務 又はこれに相当する職務	5	課長補佐及び主査の職務 又はこれに相当する職務	6	課長の職務及び困難な業務を処理する課長補佐の職務 又はこれに相当する職務	7	困難な業務を処理する課長の職務 又はこれに相当する職務	8	困難な業務を処理する課長の職務 又はこれに相当する職務	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>級</th><th>職務</th></tr> <tr><td>1</td><td>事務員、技術員、保健師、保育士、栄養士及び保育士の職務</td></tr> <tr><td>2</td><td>事務員、主事、技師、保健師、栄養士及び保育士の職務</td></tr> <tr><td>3</td><td>主事、技師、保健師、栄養士及び主任保育士の職務</td></tr> <tr><td>4</td><td>係長、主幹、主査、主任技師、主任保健師、主任栄養士及び主任保育士の職務</td></tr> <tr><td>5</td><td>課長補佐、室長、困難な業務を所掌する係長、同主幹、同主査、同主任技師、同主任保健師、同主任栄養士及び主任保育士の職務</td></tr> <tr><td>6</td><td>課長、局長、事務長、館長、園長、主任、主任技師、主任保健師、主任栄養士及び主任保育士の職務</td></tr> <tr><td>7</td><td>課長、局長、事務長、館長、園長、主任、主任技師、主任保健師、主任栄養士及び主任保育士の職務</td></tr> <tr><td>8</td><td>特に関難な業務を所掌する課長、局長、事務長、館長、園長、主任、主任技師、主任保健師、主任栄養士及び主任保育士の職務</td></tr> </table>	級	職務	1	事務員、技術員、保健師、保育士、栄養士及び保育士の職務	2	事務員、主事、技師、保健師、栄養士及び保育士の職務	3	主事、技師、保健師、栄養士及び主任保育士の職務	4	係長、主幹、主査、主任技師、主任保健師、主任栄養士及び主任保育士の職務	5	課長補佐、室長、困難な業務を所掌する係長、同主幹、同主査、同主任技師、同主任保健師、同主任栄養士及び主任保育士の職務	6	課長、局長、事務長、館長、園長、主任、主任技師、主任保健師、主任栄養士及び主任保育士の職務	7	課長、局長、事務長、館長、園長、主任、主任技師、主任保健師、主任栄養士及び主任保育士の職務	8	特に関難な業務を所掌する課長、局長、事務長、館長、園長、主任、主任技師、主任保健師、主任栄養士及び主任保育士の職務	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>級</th><th>標準的な職務</th></tr> <tr><td>1</td><td>事務員、技術員、保健師、保育士及び司書補の職務</td></tr> <tr><td>2</td><td>主事、技師、保健師、保育士、司書及び社教主事の職務</td></tr> <tr><td>3</td><td>主任、保健師、保育士、司書及び社教主事の職務</td></tr> <tr><td>4</td><td>主査、主任保健師、保育士、主任司書及び主任社教主事の職務</td></tr> <tr><td>5</td><td>課長補佐、主幹及び係長の職務</td></tr> <tr><td>6</td><td>課長、室長、園長、局長、館長、場長、困難な業務を所掌する課長補佐、困難な業務を所掌する主幹及び係長の職務</td></tr> <tr><td>7</td><td>困難な業務を所掌する課長、室長、園長、局長、館長、場長課長補佐並びに主幹の職務</td></tr> <tr><td>8</td><td>特に関難な業務を所掌する課長、室長、園長、局長、館長、場長の職務</td></tr> </table>	級	標準的な職務	1	事務員、技術員、保健師、保育士及び司書補の職務	2	主事、技師、保健師、保育士、司書及び社教主事の職務	3	主任、保健師、保育士、司書及び社教主事の職務	4	主査、主任保健師、保育士、主任司書及び主任社教主事の職務	5	課長補佐、主幹及び係長の職務	6	課長、室長、園長、局長、館長、場長、困難な業務を所掌する課長補佐、困難な業務を所掌する主幹及び係長の職務	7	困難な業務を所掌する課長、室長、園長、局長、館長、場長課長補佐並びに主幹の職務	8	特に関難な業務を所掌する課長、室長、園長、局長、館長、場長の職務	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>級</th><th>標準的な職務</th></tr> <tr><td>1</td><td>主事補、主事、技術補、技師、保健師、児童厚生員、指導員及び教諭の職務</td></tr> <tr><td>2</td><td>主事、技師、保健師、児童厚生員、指導員及び教諭の職務</td></tr> <tr><td>3</td><td>主事、技師、保健師、児童厚生員、指導員及び教諭の職務</td></tr> <tr><td>4</td><td>主事、技師、保健師、児童厚生員、指導員及び教諭の職務</td></tr> <tr><td>5</td><td>課長補佐、係長、主査、保健師、幼稚園教諭</td></tr> <tr><td>6</td><td>課長、局長、室長、参事、課長補佐、主幹、係長、保健師、幼稚園教諭</td></tr> <tr><td>7</td><td>課長、局長、室長、参事、課長補佐、主幹</td></tr> <tr><td>8</td><td>課長、局長、参事</td></tr> </table>	級	標準的な職務	1	主事補、主事、技術補、技師、保健師、児童厚生員、指導員及び教諭の職務	2	主事、技師、保健師、児童厚生員、指導員及び教諭の職務	3	主事、技師、保健師、児童厚生員、指導員及び教諭の職務	4	主事、技師、保健師、児童厚生員、指導員及び教諭の職務	5	課長補佐、係長、主査、保健師、幼稚園教諭	6	課長、局長、室長、参事、課長補佐、主幹、係長、保健師、幼稚園教諭	7	課長、局長、室長、参事、課長補佐、主幹	8	課長、局長、参事	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>級</th><th>標準的な職務</th></tr> <tr><td>1</td><td>主事、保健師、保育士の職務 又はこれらに相当する職務</td></tr> <tr><td>2</td><td>主事、保健師、保育士の職務 又はこれらに相当する職務</td></tr> <tr><td>3</td><td>主事、保健師、保育士の職務 又はこれらに相当する職務</td></tr> <tr><td>4</td><td>係長及び主査並びに主任保健師及び主任保育士の職務 又はこれらに相当する職務</td></tr> <tr><td>5</td><td>課長補佐並びに困難な業務を所掌する係長及び主査並びに主任保健師及び主任保育士の職務 又はこれらに相当する職務</td></tr> <tr><td>6</td><td>課長・局長・館長・参事・園長の職務、困難な業務を所掌する課長補佐、特に困難な業務を所掌する係長の職務 又はこれらに相当する職務</td></tr> <tr><td>7</td><td>困難な業務を所掌する課長・局長・館長・参事の職務、特に困難な業務を所掌する課長補佐及びそれに相当する職務</td></tr> <tr><td>8</td><td>特に関難な業務を所掌する課長・局長・館長・参事の職務</td></tr> </table>	級	標準的な職務	1	主事、保健師、保育士の職務 又はこれらに相当する職務	2	主事、保健師、保育士の職務 又はこれらに相当する職務	3	主事、保健師、保育士の職務 又はこれらに相当する職務	4	係長及び主査並びに主任保健師及び主任保育士の職務 又はこれらに相当する職務	5	課長補佐並びに困難な業務を所掌する係長及び主査並びに主任保健師及び主任保育士の職務 又はこれらに相当する職務	6	課長・局長・館長・参事・園長の職務、困難な業務を所掌する課長補佐、特に困難な業務を所掌する係長の職務 又はこれらに相当する職務	7	困難な業務を所掌する課長・局長・館長・参事の職務、特に困難な業務を所掌する課長補佐及びそれに相当する職務	8	特に関難な業務を所掌する課長・局長・館長・参事の職務
級	職務分類																																																																																																																	
1	主事、技師、保育士、司書、教諭、保健師、看護師の職務																																																																																																																	
2	同上																																																																																																																	
3	主任及び特に高度な知識又は経験を必要とする主事、技師、保育士、司書、教諭、保健師、看護師の職務																																																																																																																	
4	主任、主任技師、主任保育士、主任司書、主任教諭、主任保健師、主任看護師の職務																																																																																																																	
5	係長、副主任及び主査の職務																																																																																																																	
6	特に関難な業務を所掌する係長、副主任及び係長相当の職務																																																																																																																	
7	特に関難な業務を所掌する課長補佐並びに主幹の職務																																																																																																																	
8	特に関難な業務を所掌する課長、室長、局長、館長、所長、場長、参事の職務																																																																																																																	
級	標準的な職務																																																																																																																	
1	定型的な業務を行う主事及び技師の職務 又はこれに相当する職務																																																																																																																	
2	比較的高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務 又はこれに相当する職務																																																																																																																	
3	高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務 又はこれに相当する職務																																																																																																																	
4	主任の職務 又はこれに相当する職務																																																																																																																	
5	課長補佐及び主査の職務 又はこれに相当する職務																																																																																																																	
6	課長の職務及び困難な業務を処理する課長補佐の職務 又はこれに相当する職務																																																																																																																	
7	困難な業務を処理する課長の職務 又はこれに相当する職務																																																																																																																	
8	困難な業務を処理する課長の職務 又はこれに相当する職務																																																																																																																	
級	職務																																																																																																																	
1	事務員、技術員、保健師、保育士、栄養士及び保育士の職務																																																																																																																	
2	事務員、主事、技師、保健師、栄養士及び保育士の職務																																																																																																																	
3	主事、技師、保健師、栄養士及び主任保育士の職務																																																																																																																	
4	係長、主幹、主査、主任技師、主任保健師、主任栄養士及び主任保育士の職務																																																																																																																	
5	課長補佐、室長、困難な業務を所掌する係長、同主幹、同主査、同主任技師、同主任保健師、同主任栄養士及び主任保育士の職務																																																																																																																	
6	課長、局長、事務長、館長、園長、主任、主任技師、主任保健師、主任栄養士及び主任保育士の職務																																																																																																																	
7	課長、局長、事務長、館長、園長、主任、主任技師、主任保健師、主任栄養士及び主任保育士の職務																																																																																																																	
8	特に関難な業務を所掌する課長、局長、事務長、館長、園長、主任、主任技師、主任保健師、主任栄養士及び主任保育士の職務																																																																																																																	
級	標準的な職務																																																																																																																	
1	事務員、技術員、保健師、保育士及び司書補の職務																																																																																																																	
2	主事、技師、保健師、保育士、司書及び社教主事の職務																																																																																																																	
3	主任、保健師、保育士、司書及び社教主事の職務																																																																																																																	
4	主査、主任保健師、保育士、主任司書及び主任社教主事の職務																																																																																																																	
5	課長補佐、主幹及び係長の職務																																																																																																																	
6	課長、室長、園長、局長、館長、場長、困難な業務を所掌する課長補佐、困難な業務を所掌する主幹及び係長の職務																																																																																																																	
7	困難な業務を所掌する課長、室長、園長、局長、館長、場長課長補佐並びに主幹の職務																																																																																																																	
8	特に関難な業務を所掌する課長、室長、園長、局長、館長、場長の職務																																																																																																																	
級	標準的な職務																																																																																																																	
1	主事補、主事、技術補、技師、保健師、児童厚生員、指導員及び教諭の職務																																																																																																																	
2	主事、技師、保健師、児童厚生員、指導員及び教諭の職務																																																																																																																	
3	主事、技師、保健師、児童厚生員、指導員及び教諭の職務																																																																																																																	
4	主事、技師、保健師、児童厚生員、指導員及び教諭の職務																																																																																																																	
5	課長補佐、係長、主査、保健師、幼稚園教諭																																																																																																																	
6	課長、局長、室長、参事、課長補佐、主幹、係長、保健師、幼稚園教諭																																																																																																																	
7	課長、局長、室長、参事、課長補佐、主幹																																																																																																																	
8	課長、局長、参事																																																																																																																	
級	標準的な職務																																																																																																																	
1	主事、保健師、保育士の職務 又はこれらに相当する職務																																																																																																																	
2	主事、保健師、保育士の職務 又はこれらに相当する職務																																																																																																																	
3	主事、保健師、保育士の職務 又はこれらに相当する職務																																																																																																																	
4	係長及び主査並びに主任保健師及び主任保育士の職務 又はこれらに相当する職務																																																																																																																	
5	課長補佐並びに困難な業務を所掌する係長及び主査並びに主任保健師及び主任保育士の職務 又はこれらに相当する職務																																																																																																																	
6	課長・局長・館長・参事・園長の職務、困難な業務を所掌する課長補佐、特に困難な業務を所掌する係長の職務 又はこれらに相当する職務																																																																																																																	
7	困難な業務を所掌する課長・局長・館長・参事の職務、特に困難な業務を所掌する課長補佐及びそれに相当する職務																																																																																																																	
8	特に関難な業務を所掌する課長・局長・館長・参事の職務																																																																																																																	
町村別																																																																																																																		
行政																																																																																																																		
職給																																																																																																																		
内容																																																																																																																		
医療			<p>医療職給料表（1）級別標準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>級</th><th>標準的な職務の内容</th></tr> <tr><td>1</td><td>1 医師</td></tr> <tr><td>2</td><td>1 医師 2 困難な医療業務を行う医師</td></tr> <tr><td>3</td><td>1 副院長、部長 2 困難な医療業務を行う医長</td></tr> <tr><td>4</td><td>1 院長 2 困難な医療業務を行う副院長</td></tr> </table> <p>医療職給料表（2）級別標準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>級</th><th>標準的な職務の内容</th></tr> <tr><td>1</td><td>1 栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士の職務</td></tr> <tr><td>2</td><td>1 薬剤師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う医療技師等の職務</td></tr> <tr><td>3</td><td>1 高度の知識又は経験を必要とする薬剤師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする医療技師等の職務</td></tr> <tr><td>4</td><td>1 相当高度の知識又は経験を必要とする薬剤師の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする医療技師等の職務</td></tr> <tr><td>5</td><td>1 薬局長の職務又はこれに相当する職務 2 主任医療技師の職務又はこれに相当する職務</td></tr> <tr><td>6</td><td>1 相当困難な業務を処理する薬局長の職務又はこれに相当する職務 2 相当困難な業務を処理する主任医療技師の職務又はこれに相当する職務</td></tr> </table> <p>以下、次表に続く</p>	級	標準的な職務の内容	1	1 医師	2	1 医師 2 困難な医療業務を行う医師	3	1 副院長、部長 2 困難な医療業務を行う医長	4	1 院長 2 困難な医療業務を行う副院長	級	標準的な職務の内容	1	1 栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士の職務	2	1 薬剤師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う医療技師等の職務	3	1 高度の知識又は経験を必要とする薬剤師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする医療技師等の職務	4	1 相当高度の知識又は経験を必要とする薬剤師の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする医療技師等の職務	5	1 薬局長の職務又はこれに相当する職務 2 主任医療技師の職務又はこれに相当する職務	6	1 相当困難な業務を処理する薬局長の職務又はこれに相当する職務 2 相当困難な業務を処理する主任医療技師の職務又はこれに相当する職務																																																																																							
級	標準的な職務の内容																																																																																																																	
1	1 医師																																																																																																																	
2	1 医師 2 困難な医療業務を行う医師																																																																																																																	
3	1 副院長、部長 2 困難な医療業務を行う医長																																																																																																																	
4	1 院長 2 困難な医療業務を行う副院長																																																																																																																	
級	標準的な職務の内容																																																																																																																	
1	1 栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士の職務																																																																																																																	
2	1 薬剤師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う医療技師等の職務																																																																																																																	
3	1 高度の知識又は経験を必要とする薬剤師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする医療技師等の職務																																																																																																																	
4	1 相当高度の知識又は経験を必要とする薬剤師の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする医療技師等の職務																																																																																																																	
5	1 薬局長の職務又はこれに相当する職務 2 主任医療技師の職務又はこれに相当する職務																																																																																																																	
6	1 相当困難な業務を処理する薬局長の職務又はこれに相当する職務 2 相当困難な業務を処理する主任医療技師の職務又はこれに相当する職務																																																																																																																	

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第9号
大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	一般職の職員の身分の取扱い	中項目	一般職の職員の身分の取扱い	小項目	職員の給与について
調整内容					

調査町村名	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	調整の具体的内容																																																																																																																											
町	各町村	「技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例」 (関係部分抜粋)	「技能労務職に適用される職員の給与の種類及び基準に関する条例」 (関係部分抜粋)	「単純な労務に適用される職員の給与の種類及び基準に関する条例」 (関係部分抜粋)	「技能労務職員の給与の種類及び基準に冠する条例」 (関係部分抜粋)	「大野町職員の給与に関する条例」 に包括されている。	「単純な労務に適用される職員の給与の種類及び基準に関する条例」 (関係部分抜粋)	「単純な労務に適用される職員の給与の種類及び基準に関する条例」 (関係部分抜粋)																																																																																																																											
									<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第3条 給料については給料表を設け、給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第3条 給料については給料表を設け、給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当とする。</p> <p>第3条 給料については給料表を設け、給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当とし、一般職の例により支給する。</p> <p>第3条 給料については給料表を設け、給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当とする。</p> <p>第3条 給料については給料表を設け、給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>第3条 給料については給料表を設け、給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>第3条 給料については給料表を設け、給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。</p>																																																																																																																				
村	「技能労務職員の給与に関する規則」 (関係部分抜粋)	「技能労務職員の給与に関する規則」 (関係部分抜粋)	「技能労務職員の給与に関する規則」 (関係部分抜粋)	「技能労務職員の給与に関する規則」 (関係部分抜粋)	「大野町職員の給与に関する条例」 に包括されている。	「技能労務職員の給与に関する規則」 (関係部分抜粋)	「技能労務職員の給与に関する規則」 (関係部分抜粋)	<p>(給料表)</p> <p>第2条 給料表は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(級別標準職務分類表)</p> <p>第3条 条例第3条に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定める級別標準職務分類表に定めるとおりとする。</p>																																																																																																																											
別	別表第1 給料表は省略	別表第1 給料表は省略	別表第1 給料表は省略	別表第1 給料表は省略	別表第1 給料表は省略	別表第1 給料表は省略	別表第1 給料表は省略																																																																																																																												
内	別表第2(第3条関係) 級別標準職務分類表	別表第2(第3条関係) 級別標準職務分類表	別表第2(第3条関係) 級別標準職務分類表	別表第2(第3条関係) 級別標準職務分類表	別表第2(第3条関係) 級別標準職務分類表	別表第2(第3条関係) 級別標準職務分類表	別表第2(第3条関係) 級別標準職務分類表																																																																																																																												
容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1 一般技能職(物の製作若しくは修理又は機械の運転若しくは操作等に従事する職員をいう。以下同じ。)の職務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2 自動車運転士の職務</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3 学校主事、労務作業員、調理員等(以下「学校主事等」という。)の職務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転士の職務</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3 相当の経験を必要とする業務を行う学校主事等の職務</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>上記職員のうち主任の職務</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う主任(一般技能職員)の職務</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下、次表に続く</p>	級	標準的な職務	1	1 一般技能職(物の製作若しくは修理又は機械の運転若しくは操作等に従事する職員をいう。以下同じ。)の職務	2	2 自動車運転士の職務	3	3 学校主事、労務作業員、調理員等(以下「学校主事等」という。)の職務	2	同上	3	1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務	2	2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転士の職務	3	3 相当の経験を必要とする業務を行う学校主事等の職務	4	上記職員のうち主任の職務	5	1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う主任(一般技能職員)の職務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1 定期的な業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2 相当な技能又は経験を必要とする職務</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3 高度な技術又は経験を必要とする職務</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>4 相当高度な技能又は経験を必要とする職務</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>5 主査の職務又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>6 指導監督する主査の職務又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>7 特に高度の専門的な知識又は経験を必要とする専門員の職務</td> </tr> </tbody> </table> <p>職務の区分については、次にあげるものとする。 技能労務職員 = 運転士、調理師、学校主事、用務員</p>	級	標準的な職務	1	1 定期的な業務を行う職務	2	2 相当な技能又は経験を必要とする職務	3	3 高度な技術又は経験を必要とする職務	4	4 相当高度な技能又は経験を必要とする職務	5	5 主査の職務又はこれに相当する職務	6	6 指導監督する主査の職務又はこれに相当する職務	7	7 特に高度の専門的な知識又は経験を必要とする専門員の職務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1 一般技能職員(物の製作若しくは修理又は機械の運転若しくは操作に従事する職員をいう。)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2 調理師の職務</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3 自動車運転士の職務</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>4 数名の職員を直接指揮監督する主任又は特に困難な業務を行う職務又は相当の技能、経験を必要とする職務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2 1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師の職務</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転士の職務</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>4 数名の職員を直接指揮監督する主任又は特に困難な業務を行う用務員等の職務</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3 1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下、次表に続く</p>	級	標準的な職務	1	1 一般技能職員(物の製作若しくは修理又は機械の運転若しくは操作に従事する職員をいう。)	2	2 調理師の職務	3	3 自動車運転士の職務	4	4 数名の職員を直接指揮監督する主任又は特に困難な業務を行う職務又は相当の技能、経験を必要とする職務	2	2 1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務	2	2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師の職務	3	3 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転士の職務	4	4 数名の職員を直接指揮監督する主任又は特に困難な業務を行う用務員等の職務	3	3 1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1 電話交換士の職務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2 一般技能職員(物の製作若しくは修理又は機械の運転若しくは操作に従事する職員をいう。)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3 調理師の職務</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>4 自動車運転士の職務</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>5 用務員、学校主事、労務作業員、調理員等の職務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2 1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う電話交換士の職務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師の職務</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>4 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転士の職務</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>5 相当の経験を必要とする業務を行う用務員等の職務</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3 1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う電話交換士の職務</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下、次表に続く</p>	級	標準的な職務	1	1 電話交換士の職務	2	2 一般技能職員(物の製作若しくは修理又は機械の運転若しくは操作に従事する職員をいう。)	3	3 調理師の職務	4	4 自動車運転士の職務	5	5 用務員、学校主事、労務作業員、調理員等の職務	2	2 1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う電話交換士の職務	2	2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務	3	3 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師の職務	4	4 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転士の職務	5	5 相当の経験を必要とする業務を行う用務員等の職務	3	3 1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う電話交換士の職務	<p>「大野町職員の給与に関する条例」に包括されている。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1 調理師の職務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2 調理員等の職務</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3 1 調理師の職務</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>4 1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師の職務</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>5 1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師の職務</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>6 1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師の職務</td> </tr> </tbody> </table>	級	標準的な職務	1	1 調理師の職務	2	2 調理員等の職務	3	3 1 調理師の職務	4	4 1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師の職務	5	5 1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師の職務	6	6 1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師の職務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1 一般技能職員(物の製作若しくは修理又は機械の運転若しくは操作に従事する職員をいう。)の職務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2 調理師の職務</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3 自動車運転士の職務</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>4 事務員及び用務員等の職務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2 調理師の職務</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3 1 一般技能職員(物の製作若しくは修理又は機械の運転若しくは操作に従事する職員をいう。)の職務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2 調理師の職務</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3 自動車運転士の職務</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>4 事務員及び用務員等の職務</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3 1 一般技能職員(物の製作若しくは修理又は機械の運転若しくは操作に従事する職員をいう。)の職務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2 調理師の職務</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3 自動車運転士の職務</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>4 事務員及び用務員等の職務</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>4 1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下、次表に続く</p>	級	標準的な職務	1	1 一般技能職員(物の製作若しくは修理又は機械の運転若しくは操作に従事する職員をいう。)の職務	2	2 調理師の職務	3	3 自動車運転士の職務	4	4 事務員及び用務員等の職務	2	2 調理師の職務	3	3 1 一般技能職員(物の製作若しくは修理又は機械の運転若しくは操作に従事する職員をいう。)の職務	2	2 調理師の職務	3	3 自動車運転士の職務	4	4 事務員及び用務員等の職務	3	3 1 一般技能職員(物の製作若しくは修理又は機械の運転若しくは操作に従事する職員をいう。)の職務	2	2 調理師の職務	3	3 自動車運転士の職務	4	4 事務員及び用務員等の職務	4	4 1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務
級	標準的な職務																																																																																																																																		
1	1 一般技能職(物の製作若しくは修理又は機械の運転若しくは操作等に従事する職員をいう。以下同じ。)の職務																																																																																																																																		
2	2 自動車運転士の職務																																																																																																																																		
3	3 学校主事、労務作業員、調理員等(以下「学校主事等」という。)の職務																																																																																																																																		
2	同上																																																																																																																																		
3	1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務																																																																																																																																		
2	2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転士の職務																																																																																																																																		
3	3 相当の経験を必要とする業務を行う学校主事等の職務																																																																																																																																		
4	上記職員のうち主任の職務																																																																																																																																		
5	1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う主任(一般技能職員)の職務																																																																																																																																		
級	標準的な職務																																																																																																																																		
1	1 定期的な業務を行う職務																																																																																																																																		
2	2 相当な技能又は経験を必要とする職務																																																																																																																																		
3	3 高度な技術又は経験を必要とする職務																																																																																																																																		
4	4 相当高度な技能又は経験を必要とする職務																																																																																																																																		
5	5 主査の職務又はこれに相当する職務																																																																																																																																		
6	6 指導監督する主査の職務又はこれに相当する職務																																																																																																																																		
7	7 特に高度の専門的な知識又は経験を必要とする専門員の職務																																																																																																																																		
級	標準的な職務																																																																																																																																		
1	1 一般技能職員(物の製作若しくは修理又は機械の運転若しくは操作に従事する職員をいう。)																																																																																																																																		
2	2 調理師の職務																																																																																																																																		
3	3 自動車運転士の職務																																																																																																																																		
4	4 数名の職員を直接指揮監督する主任又は特に困難な業務を行う職務又は相当の技能、経験を必要とする職務																																																																																																																																		
2	2 1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務																																																																																																																																		
2	2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師の職務																																																																																																																																		
3	3 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転士の職務																																																																																																																																		
4	4 数名の職員を直接指揮監督する主任又は特に困難な業務を行う用務員等の職務																																																																																																																																		
3	3 1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務																																																																																																																																		
級	標準的な職務																																																																																																																																		
1	1 電話交換士の職務																																																																																																																																		
2	2 一般技能職員(物の製作若しくは修理又は機械の運転若しくは操作に従事する職員をいう。)																																																																																																																																		
3	3 調理師の職務																																																																																																																																		
4	4 自動車運転士の職務																																																																																																																																		
5	5 用務員、学校主事、労務作業員、調理員等の職務																																																																																																																																		
2	2 1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う電話交換士の職務																																																																																																																																		
2	2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務																																																																																																																																		
3	3 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師の職務																																																																																																																																		
4	4 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転士の職務																																																																																																																																		
5	5 相当の経験を必要とする業務を行う用務員等の職務																																																																																																																																		
3	3 1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う電話交換士の職務																																																																																																																																		
級	標準的な職務																																																																																																																																		
1	1 調理師の職務																																																																																																																																		
2	2 調理員等の職務																																																																																																																																		
3	3 1 調理師の職務																																																																																																																																		
4	4 1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師の職務																																																																																																																																		
5	5 1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師の職務																																																																																																																																		
6	6 1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師の職務																																																																																																																																		
級	標準的な職務																																																																																																																																		
1	1 一般技能職員(物の製作若しくは修理又は機械の運転若しくは操作に従事する職員をいう。)の職務																																																																																																																																		
2	2 調理師の職務																																																																																																																																		
3	3 自動車運転士の職務																																																																																																																																		
4	4 事務員及び用務員等の職務																																																																																																																																		
2	2 調理師の職務																																																																																																																																		
3	3 1 一般技能職員(物の製作若しくは修理又は機械の運転若しくは操作に従事する職員をいう。)の職務																																																																																																																																		
2	2 調理師の職務																																																																																																																																		
3	3 自動車運転士の職務																																																																																																																																		
4	4 事務員及び用務員等の職務																																																																																																																																		
3	3 1 一般技能職員(物の製作若しくは修理又は機械の運転若しくは操作に従事する職員をいう。)の職務																																																																																																																																		
2	2 調理師の職務																																																																																																																																		
3	3 自動車運転士の職務																																																																																																																																		
4	4 事務員及び用務員等の職務																																																																																																																																		
4	4 1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務																																																																																																																																		

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第9号
大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	一般職の職員の身分の取扱い	中項目	一般職の職員の身分の取扱い	小項目	職員の給与について
調整内容					

調査町村名	三重町	清川村	大野郡5町2村の現況	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	調整の具体的内容	
	<p>2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う主任（自動車運転士）の職務</p> <p>3 相当の経験を必要とする困難な業務を行う主任（学校主事等）の職務</p> <p>6 1 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う主任（一般技能職員）の職務</p> <p>2 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う主任（自動車運転士）の職務</p> <p>3 相当の経験を必要とする特に困難な業務を行う主任（学校主事等）の職務</p>			<p>2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務</p> <p>3 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師の職務</p> <p>4 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転士の職務</p> <p>5 長期の経験を必要とする業務又は困難な業務を行う用務員等の職務</p> <p>4 1 高度の技能又は経験を必要とする電話交換士の職務</p> <p>2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務</p> <p>3 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師の職務</p> <p>4 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転士の職務</p> <p>5 長期の経験を必要とする業務又は困難な業務を行う用務員等の職務</p> <p>5 1 高度の技能又は経験を必要とする電話交換士の職務</p> <p>2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務</p> <p>3 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師の職務</p> <p>4 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転士の職務</p> <p>5 長期の経験を必要とする業務又は困難な業務を行う用務員等の職務</p> <p>6 1 高度の技能又は経験を必要とする電話交換士の職務</p> <p>2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務</p> <p>3 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師の職務</p> <p>4 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転士の職務</p> <p>5 長期の経験を必要とする業務又は困難な業務を行う用務員等の職務</p>				<p>2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師の職務</p> <p>3 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転士の職務</p> <p>4 困難な業務等を行う事務員及び用務員等の職務</p> <p>5 1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務</p> <p>2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師の職務</p> <p>3 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転士の職務</p> <p>4 困難な業務等を行う事務員及び用務員等の職務</p> <p>6 1 特に高度な技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務</p> <p>2 特に高度な技能又は経験を必要とする業務を行う調理師の職務</p> <p>3 特に高度な技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転士の職務</p> <p>4 特に困難な業務等を行う事務員及び用務員等の職務</p>	

協議事項に係る参考資料

協定項目 第9号

大野郡5町2村合併協議会

「一般職の職員の身分の取扱い」に関する法令

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（職員の身分の取扱い）

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員の全てに通じて公正に処理しなければならない。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

- 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
- 一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職
- 一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
- 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
- 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
- 四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
- 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

（分限及び懲戒の基準）

第27条 全ての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、退職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

（降任、免職、休暇等）

第28条 職員が、次の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務成績が良くない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
- 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、次の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを退職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、退職及び降給の手続き及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 職員は、第16条各号（第3号を除く。）の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

【先進事例】

篠山市(H11.4.1)

篠山市、西紀町、丹南町、今田町及び多岐郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐ。

職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職員の職名については、合併時に調整し、統一を図る。

給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は、合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。

あさぎり町(H15.4.1)

一般職の職員は、市町村の合併に関する法律第9条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。職員の給与については、職員の処遇及び給与適正化の観点から調整し、統一する。

南アルプス市(H15.4.1)

6町村の一般職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

東かがわ市(H15.4.1)

引田町、白鳥町及び大内町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。

職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一する。

職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し、統一する。

職員の給与については、適正化の観点からその基準を調整する。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。

佐伯市(H17.3.3予定)

9市町村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。

新市の職員数は、事務組織に合わせた定員適正化計画を合併までに策定する。

職制は、事務組織や人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併までに調整し、統一する。

合併時、身分を保有する職員は、現給を保障し、速やかに給料の適正化を行う。

諸手当は、他の地方公共団体との均衡を失しないよう合併までに統一する。

本表の用語等について

吏員：地方公共団体において、一定の事務又は技術をつかさどる者をいい、雇員、傭人など、その他の職員と区別される。自治法では、吏員という語は、副知事、助役、出納長、副出納長、収入役及び副収入役を含めて、長の補佐機関（吏員に相当する者以上の者）を総称する場合と、これらの者を除いた吏員を指す場合があるが、後者は、更に事務をつかさどる事務吏員と技術をつかさどる技術吏員に分けられる。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第9号

大野郡5町2村合併協議会

一般職の職員の身分の取扱い（基本的考え方）

新設合併において、市町村合併が行われる場合には、一般職の職員が勤務していた市町村の法人格が消滅するため、法的には失職してしまふこととなります。

このような不合理を避けるため、合併特例法第9条第1項において、合併関係市町村は合併の際、その職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならないと定めています。そのため、合併協議会において、合併市町村が消滅する市町村の一般職の職責を引き継ぐ旨の取り決めを行い、合併した日に、新設合併における市長職務執行者が、それぞれの職員に対して辞令を交付することとなります。

また、同条2項において、合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないと定めています。

職員数（平成15年4月1日現在）

（単位：人）

区分		三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	合計
首長部局	条例定数	135	52	109	60	77	38	62	533
	実職員数	126	51	106	59	74	37	59	512
議会	条例定数	2	2	2	2	1	2	2	13
	実職員数	2	2	2	2	1	2	2	13
監査委員会	条例定数	1							1
	実職員数	1							1
教育委員会	条例定数	45	14	17	12	23	12	13	136
	実職員数	42	14	16	10	22	11	11	126
選挙管理委員会	条例定数	1				1			2
	実職員数	1				1			2
農業委員会	条例定数	3	1	3	1	3	2	3	16
	実職員数	3	1	2	1	2	1	2	12
休日夜間急患センター	条例定数	3							3
	実職員数	2							2
緒方町立病院	条例定数			140					140
	実職員数			123					123
合計	条例定数	190	69	271	75	105	54	80	844
	実職員数	177	68	249	72	100	51	74	791

級別職員数（一般行政職・技能労務職）15年4月1日現在

（単位：人）

項目	三重町		清川村		緒方町		朝地町		大野町		千歳村		犬飼町		計	
	一般行政職	技能労務職	一般行政職	技能労務職	一般行政職	技能労務職	一般行政職	技能労務職	一般行政職	技能労務職	一般行政職	技能労務職	一般行政職	技能労務職	一般行政職	技能労務職
行一1級	8		1		5		3		2		2				21	0
2級	13		1		13	1	1		9	1	7		2	1	46	3
3級	22	3	10	3	15	1	17	1	7		7	1	12		90	9
4級	29	4	7		医(三-4)2 15	4	6	1	3		6		11		78	9
5級	22		10	7	13	12	3	1	19		6		8	1	81	21
6級	41	6	13		37	1	20	2	31	9	10	2	9	10	161	30
7級	27		11	2	17		15		15		8		11		104	2
8級	2		2		3		2		4		2		9		24	0
小計	164	13	55	12	120	19	67	5	90	10	48	3	62	12	606	74
合計		177		67		139		72		100		51		74		680

職務上の地位別職員数（一般行政職のみ：税務職、看護・保健職、福祉職、医師職、薬剤師・医療技術職、企業職、技能労務職、教育職を除く）

（平成15年4月1日現在 単位：人）

	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	合計
部次長級	0	0	0	0	0	0	0	0
うち相当職	0	0	0	0	0	0	0	0
うち女性職	0	0	0	0	0	0	0	0
課長級	14	11	16	12	13	7	10	83
うち相当職	1	3	3	0	3	0	0	10
うち女性職	1	0	1	1	0	0	0	3
課長補佐級	31	7	11	9	13	7	9	87
うち相当職	8	2	2	0	2	0	1	15
うち女性職	4	2	4	1	2	1	2	16
係長級	24	0	26	8	12	5	8	83
うち相当職	6	0	4	0	0	0	0	10
うち女性職	3	0	9	5	0	1	0	18
その他の吏員	54	27	40	27	33	21	16	218
うち相当職	0	0	0	0	0	0	0	0
うち女性職	18	6	9	7	11	3	3	57
その他の職員	0	0	0	0	0	0	0	0
うち相当職	0	0	0	0	0	0	0	0
うち女性職	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	123	45	93	56	71	40	43	471
うち相当職	15	5	9	0	5	0	1	35
うち女性職	26	8	23	14	13	5	5	94

（H15地方公共団体定員管理調査08表より）

級別職務分類は本表に掲載している。

級別職員数（医療職）15年4月1日現在（単位：人）

区分	清川村	緒方町
医(一)1級		6
2級	1	2
3級		4
4級		1
医(二)1級		
2級		5
3級		2
4級		
5級		10
6級		
医(三)1級		
2級		11
3級		9
4級		59
5級		1
6級		
計	1	110

協議事項に係る参考資料

協定項目 第9号

大野郡5町2村合併協議会

級別職員数（広域連合・大野東部消防組合）15年4月1日現在（単位：人）

項目	大野広域連合		項目	東部消防組合
	一般行政職	技能労務職		消防職
行一級			行一級	3
2級	2	1	2級	4
3級	1	2	3級	3
4級	1	3	4級	10
5級	1	10	5級	4
6級	4	2	6級	42
7級	4		7級	6
8級			8級	7
小計	13	18	合計	79
合計		31		

一般職の職員にかかる年齢別職員数（15年4月1日現在）

年齢	三重町		清川村			緒方町				朝地町	
	一般行政職	技能労務職	一般行政職	技能労務職	医療職（医師）	一般行政職	技能労務職	医療職（医師）	医療職（医師以外）	一般行政職	技能労務職
20以下	1										
21～25	13		2			13	1			11	4
26～30	40	3	10	3		21	1	2		5	17
31～35	24	4	13	3		13	2	4		12	7
36～40	22		4	1		14	6	1		12	2
41～45	24		5	1		11	8	2		20	13
46	5		2			3				5	3
47	4		3			3				2	1
48	7		2			4		1		4	4
49	3		4			3		1		7	2
50			2			4				4	1
51	2					5	1			4	2
52	3		2			5				2	1
53	3		1			5				5	3
54	6	2	1	1		4					3
55	2	1	1	2		5		1		2	2
56		1	1	1		3				1	1
57	2					2				1	2
58		1	1								
59	3	1	1			2					
60					1			1			
小計	164	13	55	12	1	120	19	13	97	67	5
合計		177			68			249			72

ラスパイレズ指数の推移

	11.4.1	12.4.1	13.4.1	14.4.1	15.4.1
三重町	101.2	101.6	102.6	101.8	100.9
清川村	100.9	102.0	101.0	99.9	99.3
緒方町	100.2	100.3	99.5	99.5	100.4
朝地町	102.0	100.8	99.9	99.8	101.6
大野町	99.6	100.5	100.2	99.2	99.4
千歳村	101.5	98.7	102.0	101.8	100.5
犬飼町	100.6	102.4	102.3	100.2	99.9

ラスパイレズ指数とは、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の構成を基準にして、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。

経常収支比率（人件費の推移）（単位：％）

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
三重町	27.7	26.3	26.4	27.3	27.6
清川村	34.4	37.3	35.7	37.9	37.8
緒方町	28.7	28.2	28.4	26.9	27.2
朝地町	33.1	34.1	34.2	34.3	35.5
大野町	36.6	37.5	36.2	36.3	34.1
千歳村	34.7	35.6	35.2	36.0	36.4
犬飼町	31.6	32.6	33.6	32.6	34.6

経常的な一般財源において、人件費がどれだけ占めるかを割合で示したものです。適正な比率は、市34.1％、町村31.4％となっています。

平均給与月額

	平成14年4月1日現在		平成15年4月1日現在	
	一般行政職	技能労務職	一般行政職	技能労務職
三重町	353,831 (38.0歳)	345,827 (43.6歳)	352,468 (38.0歳)	339,973 (43.4歳)
清川村	359,862 (38.6歳)	312,558 (39.3歳)	360,616 (39.6歳)	316,016 (40.3歳)
緒方町	366,828 (40.6歳)	321,587 (37.9歳)	366,698 (40.1歳)	326,867 (38.2歳)
朝地町	355,500 (41.2歳)		346,100 (38.7歳)	
大野町	395,966 (43.0歳)	427,887 (54.0歳)	385,293 (42.0歳)	396,450 (52.0歳)
千歳村	356,516 (38.1歳)		355,485 (38.1歳)	
犬飼町	361,638 (40.2歳)	396,270 (48.8歳)	350,270 (40.5歳)	393,200 (49.8歳)

上記資料は、15年度当初予算書給与費明細書より抜粋尚、朝地町、千歳村の技能労務職については、記載なし

年齢	大野町		千歳村		犬飼町		職種別合計				合計
	一般行政職	技能労務職	一般行政職	技能労務職	一般行政職	技能労務職	一般行政職	技能労務職	医療職（医師）	医療職（医師以外）	
20以下							1				1
21～25	8		6				46	1			58
26～30	11		10	1	14	1	123	10	2	5	140
31～35	7		7		11		82	10	4	12	108
36～40	9	1	5	2	9	1	65	11	1	12	89
41～45	22		6		4		85	10	2	20	117
46	4		1		1		19			5	24
47	2		2		1	2	16	2		2	20
48	2		1		1		21		1	4	26
49			2		2		16		1	7	24
50	1	1	2		3		13	1		4	18
51	5	1			4	2	18	4		4	26
52	2	2	1				14	3		2	19
53	4	1	1		2	1	19	2		5	26
54	4	1	2		2	2	22	6			28
55	4	1			4		18	4	1	2	25
56	1					2	5	5		1	11
57		1	2		1		9	1		1	11
58	2				3		6	1			7
59	2	1				1	8	3			11
60									2		2
小計	90	10	48	3	62	12	606	74	14	97	791
合計		100		51		74				791	

大野広域連合

年齢	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
一般	1		1						1	1
技能										

東部消防組合

年齢	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
消防職	2	7	3	5	8	3	5			

